

一般社団法人応用生態工学会

第2期第1回総会 参考書類

開催日時:2025年9月13日(土)

午前9時30分～

開催場所:朱鷺メッセ国際会議室

令和7年度 第2期第1回総会 議事次第

1 決議事項

- | | | | |
|-----|-------|-------------------|----|
| 1-1 | 第1号議案 | 2024(令和6)年度決算承認の件 | 2 |
| 1-2 | 第2号議案 | 役員選任の件 | 15 |

2 報告事項

- | | | |
|------|-------------------|----|
| 2-1 | 2024(令和6)年度事業報告 | 17 |
| 2-2 | 2025(令和7)年度事業計画案 | 25 |
| 2-3 | 2025(令和7)年度予算案 | 26 |
| 2-4 | 会員状況報告 | 28 |
| 2-5 | 総会・理事会・委員会の開催状況報告 | 30 |
| 2-6 | 会誌「応用生態工学」編集状況報告 | 36 |
| 2-7 | 委員会再編報告 | 38 |
| 2-8 | 地区会設置報告 | 39 |
| 2-9 | 諸規程の策定状況報告 | 39 |
| 2-10 | 2026年全国大会(検討状況) | 40 |

添付資料

- ・役員名簿 (p.41)
- ・一般社団法人応用生態工学会 定款 (pp.42-53)
- ・「地区会規程(改定)および地区会規程細則 (pp.54-56)」、「事務局規程 (pp.57-58)」、「印章管理規程 (pp.59-63)」、「経理規程 (pp.64-69)」、「委員会規程 (pp.70-72)」、および「要望書等の発出手続に関するガイドライン (pp.73-75)」

1 決議事項

1-1 2024(令和6)年度決算承認の件

以下の通り、2024(令和6)年度決算について報告します。第1号議案として、下記の内容について承認いただきたく提案いたします。

(1) 2024(令和6)年度決算の特別な状況

2024年度は、一般社団法人化後最初の年度でした。旧任意団体時代は会計年度が毎年4月1日から次年の3月31日まででしたが、一般社団法人化後の会計年度は、7月1日から次年の6月30日までに変更しました。この理由は、決算の承認を行う定時総会を、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する必要があることと、総会が全国大会に合わせて9月中旬から下旬にかけて開催されることから、上記のように変更したものです。

一般社団法人の初年度である2024年度は、2024年7月1日に始まり、2025年6月30日に終わりました。任意団体については、2024年度の途中である2024年6月30日に解散しました。

任意団体の財産については、1年をかけて清算を行い、最終的に任意団体の財産を全額一般社団法人に寄付いたしました。最終的な寄付額は、1億5330万4771円でした(後述)。

任意団体時代は、毎会計年度の前年12月に当該年度分の会費納入を依頼していたことから、2024年度の会費納入を2023年12月に依頼しました。この会費は通常1年(12か月)分に相当しますが、2024年度については、任意団体の2024年度(2024年4月1日から6月30日)分と、一般社団法人の2024年度(令和6年7月1日から令和7年6月30日)分の合計15か月分に充当しています(3か月分は会費を請求していません)。

また、一般社団法人化後の会費請求は、当該年度開始以降に請求することとなりましたので、任意団体時代であれば2024年度内に請求していました2025年度分の会費を、2025年7月1日に請求するようにしました。これらのことから、2024年度決算については、(滞納分の支払いや、一部会員からの事前の納付を除いて)2025年度分の会費の納入がなかったため、決算上は一見大幅な赤字となっています。

(2) 任意団体からの寄付

任意団体の2024年4月1日から6月30日までの決算書を作成し、6月30日時点での全財産について集計を行い、1億5351万6593円であったことから、任意団体から一般社団法人への寄附額とした寄附契約書を締結し、一般社団法人へ寄附(無償譲渡)することとしました。その後1年間の清算期間中に、任意団体への労働保険還付金として2万4798円の収入があったのと、任意団体の決算のために支払った税務申告経費21万9120円および税金1万7500円の合計23万6620円を足し引きした額、1億5330万4771円を最終的な寄附額として計上しました。

(3) 任意団体から一般社団法人への資金移動報告

一般社団法人設立の2024年7月1日以降、一般社団法人の本部および各地区研究会の口座

を新たに開設し、順次、任意団体時の本部、各地区研究会の口座からの資金移動を行うことになりました。一般社団法人設立後も、口座開設には相当の時間がかかったため、従前の任意団体の口座も使用しながら、事業活動を継続しました。一般社団法人の口座開設が整い、任意団体としての入出金処理が終わった任意団体の口座から、順次閉鎖・解約し最終的にすべての任意団体の口座は解約されました。そして、2025年6月23日を以て、寄付額すべての資金移動が終了しました（表1-1-1参照）。

表1-1-1 預金残高経緯の一覧

預金残高一覧経緯(2023年3月末～2024年6月末)																	
		2023年度決算(2024年3月末時点)				2024年6月末時点				2024年度資金移動(解約時残高)				2024年度決算(2025年6月末時点)			
		銀行	現金	郵便局	合計	銀行	現金	郵便局	合計	銀行	現金	郵便局	合計	銀行	現金	郵便局	合計
事務局	本部普通預金	12,329,956	0	2,671,621	15,001,577	9,650,904	0	2,984,041	12,634,945	1,168,012	0	3,117,291	4,285,303	516,782	0	98,726	615,507
事務局	本部定期預金	—	0	9,000,000	9,000,000	—	0	9,000,000	9,000,000	—	0	9,000,000	9,000,000	—	0	9,000,000	9,000,000
事務局	同上利息	—	0	25,011	25,011	—	0	25,011	25,011	—	0	56,500	56,500	—	0	55,620	55,620
事務局	大会普通預金	—	0	1,728,662	1,728,662	—	0	1,306,144	1,306,144	—	0	2,920,122	2,920,122	—	0	2,507,182	2,507,182
事務局	災害普通預金	—	0	725,644	725,644	—	0	725,647	725,647	—	0	726,081	726,081	—	0	726,081	726,081
事務局	寄附金口	126,313,194	0	—	126,313,194	126,313,194	0	—	126,313,194	124,470,239	0	—	124,470,239	124,495,680	0	—	124,495,680
	小計	138,643,150	0	14,150,938	152,794,088	135,964,098	0	14,040,843	150,004,941	125,638,251	0	15,819,994	141,458,245	125,012,462	0	12,387,608	137,400,070
地域研究会	札幌	78,380	0	—	78,380	77,830	0	—	77,830	82,760	0	—	82,760	—	0	82,650	82,650
地域研究会	仙台	—	0	168,222	168,222	—	0	167,672	167,672	—	0	147,183	147,183	—	0	147,183	147,183
地域研究会	東京	10,314	0	—	10,314	10,314	0	—	10,314	10,322	0	—	10,322	—	0	9,332	9,332
地域研究会	金沢	471,635	0	—	471,635	471,635	0	—	471,635	471,974	0	—	471,974	—	0	471,974	471,974
地域研究会	大阪	408,970	0	—	408,970	408,420	0	—	408,420	408,269	0	—	408,269	—	0	408,269	408,269
地域研究会	広島	3,644	0	—	3,644	3,644	0	—	3,644	3,646	0	—	3,646	—	3,446	—	3,446
地域研究会	名古屋	334,359	0	—	334,359	334,359	0	—	334,359	349,342	0	—	349,342	—	0	348,600	348,600
地域研究会	福岡	385,026	0	—	385,026	384,696	0	—	384,696	385,408	0	—	385,408	—	0	440,084	440,084
地域研究会	福井	—	0	607,036	607,036	—	0	607,036	607,036	—	0	230,921	230,921	—	0	230,921	230,921
地域研究会	富山	—	0	239,697	239,697	—	0	239,698	239,698	—	0	244,335	244,335	—	0	244,335	244,335
地域研究会	松山	24,665	0	—	24,665	24,665	0	—	24,665	24,686	0	—	24,686	—	0	24,576	24,576
地域研究会	新潟	—	0	324,206	324,206	—	0	324,207	324,207	—	0	324,451	324,451	—	0	324,451	324,451
地域研究会	那覇	48,747	0	—	48,747	48,750	0	—	48,750	48,791	0	—	48,791	—	0	—	0
地域研究会	長野	91,427	0	—	91,427	91,436	0	—	91,436	91,504	0	—	91,504	—	0	91,394	91,394
地域研究会	岡山	850	0	—	850	850	0	—	850	850	0	—	850	—	0	850	850
	地域小計	1,858,017	0	1,339,161	3,197,178	1,856,599	0	1,338,613	3,195,212	1,877,552	0	946,890	2,824,442	0	3,446	2,824,619	2,828,065
	普通預金	140,501,167	定額預金	9,025,011		137,820,697	定額預金	9,025,011		127,515,803	定額預金	9,056,500		125,012,462	定額預金	9,055,620	
			普通貯金	6,465,088			普通貯金	6,354,445			普通貯金	7,710,384			普通貯金	6,156,607	
				2024年3月31日残高	155,991,266			2024年6月30日残高	153,200,153			2025年資金移動時残高	144,282,687			2025年6月30日残高	140,228,135
				本年増加				本年増加	-2,791,113			本年増加	-6,917,468			本年増加	-12,972,018

(4) 2024(令和6)年度決算報告

今期より一般社団法人化に伴い、法人会計ソフトPCAを導入し、決算を実施しています。例年との比較のため、任意団体時代に使用していた費目で表を整理していますが、PCAによる決算と費目の整理が異なる部分があるため、過去の決算との単純な比較はできません。また、任意団体の2024(令和6)年度の決算についても、並列で示します。(表1-1-2)

(概説)

1. 2024年度決算は、任意団体の継承に伴う受け取り寄付金を除くと、収支差額12,795,421円の赤字となりました。この赤字決算をもたらしたのは、収入決算額が、予算19,841千円に対し、収入が8,601千円と11,239千円の減額であったことが主因です。これは、前述の通り、2025年度会費請求を2025年7月以降に遅らせたための影響によるものです。

2024年度会費は、通常2024年3月までに支払われるため、2023年度3月決算に反映されています。2024年4月～6月に計上された1,654千円の収入および2024年7月～2025年6月に計上された1,673千円の収入は、滞納分が遅れて支払われた会費収入であり、2025年度会費は、7月以降の入金となるため、2024年度決算に反映されず、来期決算で反映されるこ

とになります。

このため、一見大幅な赤字決算となっていますが、2025年度会費収入(予算額:11,710,000円)受け取り後は、100万円程度の赤字とみなせます。会費の充当無しに支出のみが発生している2024年4月から6月の3か月間に発生している約280万円の収支減少に相当する額を加えた約380万円が2023年度以降の純粋な赤字額とみなせます。2022年度決算においても240万円程度の赤字がでていたことから、今後の対応が必要となると考えられます。

支出に関しては、法人化に伴う弁護士等の顧問契約料、法人会計ソフト、会費管理システムの導入などの増額であったことにより、支出が増加していますが、学会運営に必要な経費であり、収入を増やすための検討が必要です。

表1-1-2 2024年度予算・執行見込額・決算と近年の決算の推移

※収支から7.受取寄付金は除く					
費目	2024年度		2024年4月～6月	2023年度	2022年度
	予算	決算※	決算	決算	決算
収入	19,841,079	8,601,805	2,200,814	19,541,237	14,341,064
1.会費収入	11,728,000	1,673,700	1,654,000	11,697,000	11,705,650
正会員会費	5,046,000	523,700	496,000	4,966,000	4,931,650
学生会員会費	282,000	50,000	58,000	231,000	174,000
賛助会員会費	6,400,000	1,100,000	1,100,000	6,500,000	6,600,000
2.雑収入	544,888	1,135,605	168,014	453,752	636,024
会誌別刷り収入	501,765	131,725	165,000	443,080	560,450
受取利息	173	28,926	54	192	154
その他	42,950	974,954	2,960	10,480	75,420
3.事業収入	4,974,391	5,142,500	70,000	5,379,185	437,870
大会費	3,618,593	4,726,000	0	4,207,685	0
大会(研究発表会)参加費	2,786,093	3,010,000	0	3,518,685	0
エクスカージョン参加費	99,000	92,000	0	159,000	0
大会(懇親会)参加費	468,500	964,000	0	0	0
大会(企業展示)参加費	265,000	660,000	0	530,000	0
地域講座参加費	1,225,798	296,500	0	1,041,500	337,870
会誌等販売収入	130,000	120,000	70,000	130,000	100,000
会誌団体購読収入	130,000	120,000	70,000	130,000	100,000
会誌・テキスト等販売収入	0	0	0	0	0
4.助成金収入	585,000	650,000	300,000	1,970,000	500,000
河川基金	0	0	0	1,300,000	0
助成金	585,000	650,000	300,000	670,000	500,000
寄付金	0	0	0	0	0
5.英文誌関連収入	8,800	0	8,800	41,300	61,520
LEE購読料	8,800	0	8,800	41,300	61,520
LEE広告掲載収入	0	0	0	0	0
6.遺贈金事務費収入	2,000,000	0	0	0	1,000,000
廣瀬利雄遺贈金(事務費)	2,000,000	0	0	0	1,000,000
7.受取寄付金	0	153,304,771	0	0	0

費目	2024年度		2024年4月～6月	2023年度	2022年度
	予算	決算	決算	決算	決算
支出	19,841,079	21,397,226	4,991,897	20,597,997	16,742,755
1.管理費	9,600,000	11,375,283	2,429,281	7,016,816	8,000,287
家賃	1,584,000	1,464,000	244,000	1,586,000	1,464,000
水道代・電気代	49,100	51,116	5,784	48,345	50,675
リース料(コピー機)	380,000	368,241	92,953	379,371	396,801
通信費	200,000	938,459	51,195	389,442	373,544
事務局旅費・交通費	150,000	267,392	64,075	262,933	144,724
文具消耗品費	50,000	42,746	341,137	348,527	395,460
事務局給与	3,600,000	3,750,000	1,500,000	3,600,000	4,200,000
福利厚生費	0	67,424	0	0	0
顧問料(税理士費用)	1,320,000	2,437,161	0	108,900	108,900
支払手数料(Bizステーション)	180,000	168,209	31,218	165,880	163,218
租税公課	236,900	73,151	114,400	120,784	106,853
源泉所得税預かり金	0	0	△ 17,140	0	△ 21,988
雑費	0	96,240	1,659	6,634	18,700
廣瀬賞等	1,850,000	1,651,144	0	0	599,400
2.事業費	10,082,279	9,801,326	2,493,526	12,406,142	8,260,236
消耗品費	0	13,595	0	0	0
会誌編集費	2,072,412	1,236,727	3,327	1,954,168	4,881,035
ニュースレター発行費	0	0	0	0	0
会員募集費	0	0	0	0	0
会議費	250,000	363,464	263,244	698,442	881,241
総会費	0	0	146,850	0	0
理事会費	250,000	363,464	114,702	629,020	713,197
幹事会費	0	0	1,692	69,422	168,044
委員会活動費	1,465,200	1,206,231	400,000	2,967,217	743,118
委員会関係費	1,065,200	806,231	0	2,767,217	743,118
普及・連携委員会費	685,200	722,745	0	847,830	522,570
活動費	360,200	722,745	0	447,830	272,570
地域イベント助成費	325,000	0	0	400,000	250,000
国際交流委員会費	0	0	0	1,904,032	0
活動費	0	0	0	0	0
国際シンポ経費	0	0	0	1,904,032	0
情報・サービス委員会費	0	0	0	0	0
活動費	0	0	0	0	0
ホームページ管理費	0	0	0	0	0
将来構想委員会費	0	0	0	0	0
技術援助委員会費	0	0	0	0	0
活動費	0	0	0	0	0
テキスト刊行委員会	280,000	0	0	0	0
活動費	180,000	0	0	0	0
テキスト刊行費	100,000	0	0	0	0
企画運営委員会	100,000	83,486	0	15,355	0
災害対応委員会	0	0	0	0	220,548
活動費	0	0	0	0	110,274
災害調査費	0	5 0	0	0	110,274
海外派遣費	400,000	400,000	400,000	200,000	0

費目	2024年度		2024年4月～6月	2023年度	2022年度
	予算	決算	決算	決算	決算
大会費	3,618,593	4,240,573	422,525	4,015,377	171,730
公開シンポジウム		73,836	0	0	6,540
研究発表会		3,280,750	422,525	2,892,098	165,190
エクスカージョン費用		102,120	0	230,655	0
大会懇親会費		783,867	0	892,624	0
地域研究会費用	1,752,338	1,700,675	1,980	1,752,338	961,612
講座1費用(札幌)		169,596	550	465,441	4,660
講座2費用(仙台)		19,939	550	23,404	49,311
講座3費用(東京)		0	0	115,139	0
講座4費用(金沢)		0	0	816,160	68,582
講座5費用(大阪)		0	550	550	87,882
講座6費用(広島)		0	0	48,889	0
講座7費用(名古屋)		85,178	0	0	0
講座8費用(福岡)		374,742	330	171,775	99,248
講座9費用(福井)		907,385	0	0	38,880
講座10費用(富山)		95,565	0	66,364	68,506
講座11費用(松山)		48,270	0	0	0
講座12費用(新潟)		0	0	44,616	544,543
講座13費用(那覇)		0	0	0	0
講座14費用(長野)		0	0	0	0
講座15費用(岡山)		0	0	0	0
Hp整備費	100,000	0	0	0	0
その他費用(Zoom)	823,736	1,040,061	1,402,450	1,018,600	621,500
3.英文誌関連費	158,800	212,569	176,400	167,600	471,200
英文誌購読料支払い	8,800	35,200	26,400	17,600	471,200
ICLEE事務局維持費	150,000	177,369	150,000	150,000	0
4.その他の支出	0	8,048	△ 107,310	1,007,439	11,032
雑費	0	8,048	0	0	0
前払費用	0	0	0	606,839	0
源泉所得税預り金	0	0	△ 107,310	61,260	0
返金等	0	0	0	339,340	11,032
当期収支差額	0	△ 12,795,421	△ 2,791,083	△ 1,056,760	△ 2,401,691

2. 収入金額が 11,259,213 円の減額となった主な要因については、以下の通りです。

【減額となった主なもの】 単位:円

費目	予算額	決算額	減	理由
会費収入	11,728,000	1,673,700	10,054,300	会費支払い時期 2025 年 7 月へ遅らせた影響
遺贈金事務費 収入	2,000,000	0	2,000,000	廣瀬資金の活用の際して 旧来は別扱いの資金から 当該年度使用分を一旦収 入として計上していたの

				をやめたため(扱いを変更しただけで、全財産からみればそもそも収入ではなく資金移動である)
計			12,054,300	

【増額となった主なもの】 単位:円

費目	予算額	決算額	増	理由
雑収入	544,888	1,135,605	590,717	会計費目の修正による
計			590,717	

3. 支出金額が 1,536,208 円の増額となった主な要因については、以下の通りです。

【減額となった主なもの】 単位:円

費目	予算額	決算額	減	理由
会誌編集費	2,072,412	1,236,727	835,685	2号冊子印刷・発送遅延による来期への支出
テキスト刊行委員会	280,000	0	280,000	費用が発生する活動なし
合計			1,115,685	

【増額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	増	理由
通信費	200,000	938,459	738,459	通信費(会員管理システム利用料等)
顧問料	1,320,000	2,437,161	1,117,161	定款の登録等
その他費用	823,736	1,040,061	216,325	法人決算ソフト利用料追加等
合計			2,071,945	

(貸借対照表)

2024 (令和6) 年度末の貸借対照表は、以下の通りです。

貸借対照表			
2025年6月30日現在			
(単位：円)			
資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現 金	3,446	預 り 金	77,085
普 通 預 金	125,012,462	前 受 会 費	6,000
振 替 貯 金	6,212,227	負 債 合 計	83,085
定 額 預 金	9,000,000		
仮 払 金	2,300		
前 払 費 用	122,000		
【固定資産】			
災 害 調 査 引 当 資 金	0		
電 話 加 入 権	0		
敷 金	240,000		
		正味財産の部	
		【正味財産】	
		正 味 財 産	140,509,350
		(うち正味財産増加額)	140,509,350
		正味財産の部合計	140,509,350
資 産 合 計	140,592,435	負 債 及 び 財 産 合 計	140,592,435
		2025年6月30日正味財産	140,509,350
		2024年7月1日正味財産	0
		増減	140,509,350

(損益計算書(正味財産増減計算書))

2024(令和6)年度の損益計算書(正味財産増減計算書)は、以下の通りです。

2024年度正味財産増減計算書(兼収支計算書)(寄付金口金額を含む)

自2024年7月1日 至2025年6月30日

収入の部

(単位=円)

科目	2024年度 執行見込額 (A)	2024年度 実績額 (B)	増減の対比(A)- (B)	備考
1. 会費収入	11,728,000	1,673,700	10,054,300	
1) 正会員会費	5,046,000	523,700	4,522,300	
2) 学生会員会費	282,000	50,000	232,000	
3) 賛助会員会費	6,400,000	1,100,000	5,300,000	
2. 雑収入	544,888	1,135,605	△ 590,717	
1) 会誌別刷り収入	501,765	131,725	370,040	
2) 受取利息	173	28,926	△ 28,753	
3) その他	42,950	974,954	△ 932,004	
3. 事業収入	4,974,391	5,142,500	△ 168,109	
1) 大会費	3,618,593	4,726,000	△ 1,107,407	
(1) 大会(研究発表会)参加費	2,786,093	3,010,000	△ 223,907	
(2) エクスカーション参加費	99,000	92,000	7,000	
(3) 大会(懇親会)参加費	468,500	964,000	△ 495,500	
(4) 大会(企業展示)参加費	265,000	660,000	△ 395,000	
2) 地域講座参加費	1,225,798	296,500	929,298	
3) 会誌等販売収入	130,000	120,000	10,000	
(1) 会誌団体購読収入	130,000	120,000	10,000	
(2) 会誌・テキスト等販売収入	0	0	0	
4. 英文誌関連収入	8,800	0	8,800	
1) LEE購読料	8,800	0	8,800	
5. 助成金収入	585,000	153,954,771	△ 153,369,771	
1) 河川基金	0	0	0	
2) 助成金	585,000	650,000	△ 65,000	
3) 寄付金	0	153,304,771	△ 153,304,771	
6. 遺贈金事務費収入	2,000,000	0	2,000,000	
1) 廣瀬利雄遺贈金(事務費)	2,000,000	0	2,000,000	
当期収入合計	19,841,079	161,906,576	△ 142,065,497	

自2024年7月1日 至2025年6月30日

支出の部

(単位=円)

科 目	2024年度		増減の対比(A)-(B)	備考
	執行見込額	実績額		
	(A)	(B)		
1. 管理費	9,600,000	11,375,283	△ 1,775,283	
1) 家賃	1,584,000	1,464,000	120,000	
2) 水道代・電気代	49,100	51,116	△ 2,016	
3) リース料(コピー機)	380,000	368,241	11,759	
4) 通信費	200,000	938,459	△ 738,459	
5) 事務局旅費・交通費	150,000	267,392	△ 117,392	
6) 文具消耗品費	50,000	42,746	7,254	
7) 事務局給与	3,600,000	3,750,000	△ 150,000	
8) 福利厚生費	0	67,424	△ 67,424	
9) 顧問料(税理士費用)	1,320,000	2,437,161	△ 1,117,161	
10) 支払手数料(Bizステーション)	180,000	168,209	11,791	
11) 租税公課	236,900	73,151	163,749	
12) 雑費	0	96,240	△ 96,240	
13) 廣瀬賞等	1,850,000	1,651,144	198,856	
2. 事業費用	10,082,279	9,801,326	280,953	
1) 会誌編集費	2,072,412	1,236,727	835,685	
2) ニュースレター発行費	0	0		
3) 会員募集費	0	0	0	
4) 会議費	250,000	363,464	△ 113,464	
(1) 総会費	0	0	0	
(2) 理事会費	250,000	363,464	△ 113,464	

自2024年7月1日 至2025年6月30日

支出の部

(単位=円)

科 目	2024年度		増減の対比(A)- (B)	備考
	執行見込額	実績額		
	(A)	(B)		
5) 委員会活動費	1,465,200	1,206,231	258,969	
(1) 委員会関係費	1,065,200	806,231	258,969	
1) 普及・連携委員会費	685,200	722,745	△ 37,545	
<1>活動費	360,200	722,745	△ 362,545	
<2>地域イベント助成費	325,000	0	325,000	
2) 国際交流委員会費	0	0	0	
<1>活動費	0	0	0	
<2>国際シンポ経費	0	0	0	
3) 情報・サービス委員会費	0	0	0	
<1>活動費	0	0	0	
<2>ホームページ管理費	0	0	0	
4) 将来構想委員会費	0	0	0	
5) 技術援助委員会費	0	0	0	
<1>活動費	0	0	0	
6) テキスト刊行委員会費	280,000	0	280,000	
<1>活動費	180,000	0	180,000	
<2>テキスト刊行費	100,000	0	100,000	
7) 企画運営委員会費	100,000	83,486	16,514	
8) 災害対応委員会費	0	0	0	
<1>活動費	0	0	0	
<2>災害調査費	0	0	0	
(2) 海外派遣費	400,000	400,000	0	
6) 大会費	3,618,593	4,240,573	△ 621,980	
(1) 公開シンポジウム		73,836	△ 73,836	
(2) 研究発表会		3,280,750	△ 3,280,750	
(3) エクスカーション費用		102,120	△ 102,120	
(4) 大会懇親会費		783,867	△ 783,867	

自2024年7月1日 至2025年6月30日

支出の部

(単位=円)

科目	2024年度		増減の対比(A)-(B)	備考
	執行見込額	実績額		
	(A)	(B)		
7) 地域研究会費用	1,752,338	1,700,675	51,663	
(1) 講座1費用	-	169,596	-	札幌
(2) 講座2費用	-	19,939	-	仙台
(3) 講座3費用	-	0	-	東京
(4) 講座4費用	-	0	-	金沢
(5) 講座5費用	-	0	-	大阪
(6) 講座6費用	-	0	-	広島
(7) 講座7費用	-	85,178	-	名古屋
(8) 講座8費用	-	374,742	-	福岡
(9) 講座9費用	-	907,385	-	福井
(10) 講座10費用	-	95,565	-	富山
(11) 講座11費用	-	48,270	-	松山
(12) 講座12費用	-	0	-	新潟
(13) 講座13費用	-	0	-	那覇
(14) 講座14費用	-	0	-	長野
(15) 講座15費用	-	0	-	岡山
8) Hp整備費	100,000	0	100,000	
9) その他費用 (Zoom)	823,736	1,040,061	△ 216,325	
10) 消耗品費	0	13,595	△ 13,595	
3. 英文誌関連費	158,800	212,569	△ 53,769	
1) LEE購読料支払い	8,800	35,200	△ 26,400	
2) ICLEE事務局維持費	150,000	177,369	△ 27,369	
4. その他の支出	0	8,048	△ 8,048	
1) 前払費用	0	0	0	
2) 源泉所得税預り金	0	0	0	
3) 返金等	0	0	△ 339,340	
4) 雑費	0	8,048	△ 8,048	
当期支出合計	19,841,079	21,397,226	△ 1,556,147	
当期収支差額	0	140,509,350	△ 140,509,350	
経理区分振替額	-	-	-	
当期正味財産増減額	-	140,509,350	-	
前期繰越正味財産額	-	0	-	
次期繰越正味財産額	-	140,509,350	-	

(財産目録) 2024(令和6)年度の財産目録は、以下の通りです。

財 産 目 録		
2025年6月30日現在		
資産の部		(単位=円)
科 目	摘 要	金 額
現 金	(広島)現金計	3,446
普通預金	三菱UFJ銀行 麹町支店	516,782
同	三菱UFJ銀行(寄付金口) 麹町支店	124,495,680
普通預金計		125,012,462
振替貯金	(事務局) 00150-4-394108	98,725
普通預金	(大会口座) 11390-11988281	2,507,182
同	(災害口座) 11330-20858681	726,081
定額預金利息	(事務局)11340-04363981	55,620
普通預金	札幌 11310-00583501	82,650
同	仙台 11310-18324281	147,183
同	東京 11320-05652291	9,332
同	金沢 11360-23393081	471,974
同	大阪 11390-09453891	408,269
同	広島 11300-04406121	—
同	名古屋 11380-19591491	348,600
同	福岡 11340-00604531	440,084
同	福井 11370-13255481	230,921
同	富山 11360-06919491	244,335
同	松山 11320-00604521	24,576
同	新潟 11320-10721101	324,451
同	長野 11330-09453901	91,394
同	岡山 11300-03138911	850
郵便貯金計		6,212,227
定額預金	¥5,000,000円×1口+¥2,000,000×2口	9,000,000
定額預金計		9,000,000
仮 払 金		2,300
前 払 費 用		122,000
電話加入権	事務局電話	0
敷 金	麹町ロイヤルビル405	240,000
その他計		364,300
資 産 合 計		140,592,435
負債の部		
科 目	摘 要	金 額
預 り 金		77,085
未払い金		6,000
負 債 合 計		83,085
差 引 正 味 財 産		140,509,350
負債及び財産合計		140,592,435

(監査報告書) 以下の通りです

監査報告書

定款第43条1項に基づき、2024年度(令和6年度)決算報告書において、関係帳簿および証拠書類と対照監査した結果、正確であることを認めます。

2025年 8月 18日

監事 鳥居 敏男



1-2 役員選任の件

今回の総会は、役員改選の時期に当たるため、第2期役員（理事および監事）の選任をお願いいたします。議案として、以下に示す候補者を選任することを提案します。

第2期役員候補者の選考に際しては、役員候補者選考委員会規程第2条および3条に則り、4月9日に開催された第1期第6回理事会における無記名投票の結果、6名の役員候補者選考委員が選出されるとともに、役員候補者選考委員会が設置されました。役員候補者選考委員会は、5月7日（第1回）、7月4日（第2回）、7月25日（第3回）の合計3回開催されました。同委員会が、6月1日から30日にかけて、次期役員候補者の募集を行った結果、募集期間内に理事候補24名、監事候補1名の計25名の届出がありました。

これを受けて、7月4日開催の第2回役員候補者選考委員会において、届出のあった理事候補24名および監事候補1名については、全員を役員候補として選考しました。また、届出のあった候補に加えて、地区のバランスを勘案し、役員候補者選考委員会規程第5条第3号に則り、役員候補者選考委員会により1名の理事候補を追加し、理事候補として合計25名を選考しました。

なお、会長、副会長、専務理事は、本総会において選任された理事による理事会の決議によって選定されます。ただし、役員候補者選考委員会は、役員候補者選考委員会規程第5条第5号により、理事候補者の中から、会長、副会長、又は専務理事にふさわしい者についての意見を述べることができるため、この意見についても付記する形で、8月27日に開催された第1期第9回理事会に選考結果を報告しました（当該意見を表1-2-1末尾の参考2に記載）。

理事会は、この報告を踏まえて、第2期役員候補者を表1-2-1に示す通り決定しましたので、第2号議案として付議いたします。

表1-2-1 第2期役員候補者

〔理事候補：25名〕（五十音順、敬称略）

五十嵐 美穂	日本工営株式会社 仙台支店基盤技術部環境グループ課長
石田 裕子	摂南大学理工学部 都市環境工学科教授
宇野 裕美	東北大学大学院 生命科学研究科准教授
沖津 二郎	応用地質株式会社 地球環境事業部事業企画部長
小俣 篤	公益財団法人 河川財団理事長
久加 朋子	富山県立大学 工学部環境・社会基盤工学科准教授
佐藤 高広	株式会社復建技術コンサルタント 環境部長
島村 彰	株式会社建設環境研究所 取締役 国土基盤本部 環境技術室室長
清水 義彦	群馬大学 名誉教授、国立研究開発法人土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター研究・研修指導監
高橋 陽一	一般財団法人日本建設情報総合センター BIM/CIM 普及・推進室長
高村 裕平	公益社団法人 日本河川協会専務理事
田中 規夫	埼玉大学大学院 理工学研究科教授
千葉 武生	株式会社建設技術研究所 東京本社環境部 部長

内藤 正彦 公益財団法人リバーフロント研究所 業務執行役
中村 圭吾 国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ長
根岸 淳二郎 北海道大学大学院 地球環境科学研究院教授
服部 敦 国立研究開発法人土木研究所 河川総括研究監
林 博徳 九州大学工学研究院 環境社会部門准教授
樋村 正雄 いであ株式会社 東北支店自然環境保全部グループ長
平井 秀輝 一般財団法人 水源地環境センター理事長
光成 政和 東日本建設業保証株式会社 理事
三宅 洋 愛媛大学大学院 理工学研究科教授
森 誠一 岐阜協立大学 経済学部教授
吉田 丈人 東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
吉村 千洋 東京科学大学 環境・社会理工学院教授

〔監事候補：1名〕

柳川 晃 (新任) いであ株式会社 特任理事 社会基盤本部水源地総括

〔参考1：任期中監事1名〕

鳥居 敏男 (継続) 自然公園財団専務理事

※鳥居監事の任期は、2027年の定時総会終了時まで(定款附則第4号)なので、監事の職を継続いただきます。

〔参考2：会長、副会長、又は専務理事にふさわしい者についての意見〕

会長候補者：清水義彦

副会長候補者：沖津二郎、平井秀輝、森誠一

専務理事候補者：光成政和

2 報告事項

2-1 2024(令和6)年度事業報告

一般社団法人応用生態工学会の2024(令和6)年度(2024年7月1日から2025年度6月30日)の事業報告は、下記のとおりである。なお、任意団体の応用生態工学会の清算手続きについては、2025年6月30日をもって終了した。

(1) 会誌の発行

- ・年2回の会誌の発行を継続し、2024年度は、2025年2月4日に27巻1号(原著論文2、事例研究2、書評1、トピックス2)、2025年3月31日に27巻2号(短報1、事例研究4、レポート1、トピックス1)をそれぞれ発行した。
- ・J-STAGE ジャーナルコンサルティング事業を活用し投稿規定を大幅に修正した(2024年2月23日再修正)。
- ・「データペーパー」の論文種別を作成し、ガイドラインを作成・公表した(2024年4月19日)。
- ・会誌の電子情報提供は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営している科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)への掲載を2008年度から開始し、2024年度も継続実施した。
- ・このJ-STAGEでの論文の早期公開を2021年4月から開始し、論文受理後概ね3ヶ月程度以内での公開を実施した。早期公開後には会誌(冊子体)発刊が行われるが、発刊後1ヶ月程度で本公開を実施している(27巻2号掲載分まで実施済み)。

(2) ニュースレターの発行

以下のとおり発行を行った

- ・令和6年9月10日 第106号発行
総会・理事会報告
第1期第2回臨時総会のご案内
第27回さいたま大会2024開催案内
廣瀬賞等の受賞者決定について
- ・令和7年2月28日 第107号発行
会員管理サービスシステム導入のお知らせ
第1期第2回臨時総会開催報告
第1期第3回理事会開催報告
応用生態工学会 第27回さいたま大会2024(埼玉会館)報告
廣瀬賞等授賞式の開催
第1期第4回理事会開催報告
西浩司監事のご逝去について
応用生態工学会福岡 第10回遠賀川中島自然再生勉強会報告

応用生態工学会第 28 回新潟大会の開催案内

- ・令和 7 年 5 月 30 日 第 108 号発行
- 第 2 期役員候補募集
- 理事会報告
- 第 28 回新潟大会 2025 開催案内
- 2025 年度海外学会等への派遣員の審査結果の報告
- 2024 年度派遣報告
- 2024 年度行事経過と今後の予定

(3) 全国大会（ニュースレター107号からの抜粋）

今年の応用生態工学会第 27 回大会は、9 月 18 日（水）～21 日（土）に埼玉会館にて開催されました。大会参加者は、正会員 289 名、非会員 54 名、学生 74 名、当日参加一般 4 名・学生 2 名、名誉会員 1 名で総計 424 名と過去最多の参加者数となり大変賑わいのある会となりました。

【大会概要】

第 27 回さいたま大会の概要は以下の通りです。

① 会場

埼玉会館（埼玉県さいたま市浦和区）

第 1 回廣瀬賞 授賞式・記念講演会

② 大会日程

2024 年 9 月 18 日（水）～21 日（土）

- ・9 月 18 日（水） 研究発表（ポスター）、自由集会、企業展示
- ・9 月 19 日（木） 研究発表（口頭・ポスター）、自由集会、委員会、企業展示、懇親会
- ・9 月 20 日（金） 公開シンポジウム、総会、幹事会・理事会、企業展示、廣瀬賞記念講演会・表彰式
- ・9 月 21 日（土） エクスカーション

③ 開催方法

対面（公開シンポジウムのみ対面+Web）

④ 研究発表

発表件数は、口頭発表が 46 件、ポスター発表が 92 件の合計 138 件でした。今回の発表件数を第 14 回札幌大会から第 26 回京都大会まで（第 16 回、第 21 回、第 25 回は 3 学合同大会のため対象外）と比較すると今回大会は口頭発表、ポスター発表の合計で過去最多の発表件数となりました。

・口頭発表

口頭発表は、46 件の応募を頂きました。発表内容は 12 のセッションによる発表が行われました。各セッションの内訳は、河川環境（14 件）、海岸・海域・汽水域（6 件）、生息場・生息地評価（5 件）、動物（3 件）、保全生態（3 件）、環境 DNA（3 件）、外来種（2 件）、環境マネジメント（1 件）、植物・植生（1 件）、グリーンインフラ（1 件）でした。最優秀口頭発表賞は、兵庫県

立大学大学院の糸賀 友紀さん発表の「異なる水深のマルチトープ(水田退避溝)が水生動物群集にもたらす保全効果」が受賞されました。

・ポスター発表

ポスター発表は、総数 92 点の応募を頂きました。ポスター発表については、発表タイトルやキーワードを踏まえ、10 のセッションに分類しました。セッションの内訳は、河川環境 (27 点)、ダム (3 点)、環境 DNA (10 点)、外来種 (4 点)、モニタリング (7 点)、生息場・生息地評価 (13 点)、保全生態 (11 点)、植物・植生 (4 点)、生態系サービス・グリーンインフラ (9 点)、その他 (4 点) としました。最優秀ポスター発表賞は、土木研究所の岡井 陽平さんの発表による「河川における ALB データを活用した植物群落の分布特性の把握の試み【PA-5】」が受賞されたほか、優秀ポスター発表賞として、12 点が受賞されました。

・発表賞

表彰は、審査対象を若手研究者(学部学生、大学院生、ポスドク等の若手会員)及び現場技術者または行政担当者とし、事前に審査対象となることを希望した発表者に限定しました。大会実行委員会および研究発表会表彰運営委員会を中心に優秀発表賞審査委員会を組織し、厳正な審査を経て受賞者を選考しました。ポスター発表では、92 件中 64 件が優秀発表の審査対象となり、13 件を「優秀ポスター発表賞」に選定しました。

さらに最も優れたポスター発表を「最優秀ポスター発表賞」に選定しました。口頭発表では、46 件中 29 件が優秀発表の審査対象表彰式参加の受賞者となり、9 件を「優秀口頭研究発表賞」に選定しました。さらに最も優れた口頭発表を「最優秀口頭発表賞」として選定しました。受賞研究発表は以下のとおりです。

【最優秀ポスター発表賞】「※」は発表者を示す。

報告：古旗 峻一(アジア航測株式会社)

PA-5 河川における ALB データを活用した植物群落の分布特性の把握の試み

※岡井 陽平(土木研究所)・溝口 裕太(同)・田中 孝幸(同)

【最優秀口頭発表賞】

OB3-1 異なる水深のマルチトープ(水田退避溝)が水生動物群集にもたらす保全効果

【優秀ポスター発表賞】

PG-2 大淀川水系砂防事業におけるキムラグモ属の保全の取組

※山石 海斗(いであ株式会社)・中原 良一(同)・金光 浩伸(同)・吉田 英明(宮崎河川国道事務所工務第二課)

PA-22 砂州と関わる河川地形と夏季水温の時空間分布特性

※イ ウン(北海道大学環境科学院)・根岸 淳二郎(北海道大学地球環境科学研究院)

PI-2 水害防備林の生態系サービスに関する研究—地域住民の暮らしや防災意識に着目して—

※中島 幸香(熊本大学大学院)・三苦 千春(元熊本大学)・浅田 寛喜(熊本大学大学院)・皆川 朋子(同)

PH-1 釧路湿原におけるハンノキの年輪成長量に基づく釧路川蛇行再生の影響評価

※根本 優大（芝浦工業大学）・山口 拓弥（同）・大石 哲也（寒地土木研究所）・宮本 仁志（芝浦工業大学）

PC-6 環境 DNA 定量メタバーコーディング分析による検出魚類相の周年変化

※野村 七重（パシフィックコンサルタンツ株式会社）・渡部 健（同）、長野 和也（同）・地引 汰一（同）、蔭山 敦士（国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所）、角田 直輝（同）、岩下 拓磨（同）

PE-5 小型鳥類のモニタリングに適したトリガーカメラ用検知センサの検討

※吉田 彩乃（北海道大学大学院農学院）・矢澤 姫乃（同）・山田 浩之（北海道大学大学院農学研究院）・北野 雅人（竹中工務店技術研究所）・佐野 祐士（同）、宮田 弘樹（同）・三輪 隆（同）

PE-2 河川には何本の樹木があるのか？広葉樹林および竹林に適した航空レーザ計測データの処理手法

※溝口 裕太（土木研究所）・手塚 透吾（アジア航測）・周 月霞（名古屋大学）・戸田 祐嗣（同）・田中孝幸（土木研究所）

PG-11 遊休水田に創出した小面積の再生湿地における水生動物群集の特徴

※田和 康太（国立環境研究所 気候変動適応センター）・杉島 野枝（同）・西廣 淳（同）

PF-5 巨瀬川流域における魚類相把握と災害復旧に向けた環境配慮事項の検討

※山崎 庸平（九州大学大学院土木工学専攻）・林 博徳（九州大学大学院工学研究院環境社会部門）・Masukawa Lou（National Institute of Applied Sciences of Lyon）・鹿野 雄一（九州大学大学院工学研究院環境社会部門）

PE-3 棚田ビオトープ間を繋ぐコルゲート管魚道における魚介類の遡上実態の解明

※伊藤 蓮哉（兵庫県立大学大学院）・渡辺 黎也（同）・木村 純平（パタゴニア日本支社）・佐川 志朗（兵庫県立大学大学院）

PA-10 汽水域環境の予測評価：iRIC 環境評価ソルバの新機能開発

※村上 純一（いであ株式会社）・川口 究（同）・中田 裕章（同）・衣川 涼子（同）・齋藤 靖史（同）・福永 葵衣（同）

PF-10 三峰川上流域における在来イワナの分布パターンとその決定要因について

柳生 将之（株式会社環境アセスメントセンター）・宮澤 明日加（同）・中村 泰幸（同）・元木 達也（同）

【優秀口頭発表賞】

OC2-2 環境 DNA 分析によるイトウ及びサクラマス産卵時期推定手法の検討—核/ミトコンドリア DNA 比を用いて—

※山田 夏希（株式会社建設技術研究所）・川尻 啓太（同）・井上 創（同）・紀國 聡（同）・鈴木 荘司（株式会社環境総合リサーチ）・古賀 暁洋（同）・王 軼聡（同）・熊谷 彰浩（国土交通省北海道開発局）・尾関敏久（同）・千葉 拓永（同）

OB6-2 日本列島における湧水特性および取水制限状況、水生昆虫の分類群的多様性の広域スケール評価

※岡本 聖矢（土木研究所 自然共生研究センター）・相川 隆生（同）・中川 光（同）・森 照貴（同）

OA3-4 江の川浜原ダム下流における効果的な土砂還元方法の検討

※大中 臨（山口大学大学院創成科学研究科）・山下 桃汰（西日本高速道路株式会社）・丸山 啓太（東京海洋大学 学術研究院 海洋環境科学部門）・赤松 良久（山口大学大学院創成科学研究科）

OA1-1 数値解析（iRIC-GELATO）による魚類の遡上性能評価手法の開発

※坂本 和弥（株式会社開発工営社）・濱木 道大（同）・森田 大詞（同）・今野 義文（公益社団法人北海道栽培漁業振興公社）・清水 康行（北海学園大学）

OA2-2 鴨川七条落差工におけるアユの遡上難易度の評価手法に関する研究

※佐藤 和輝（京都大学）・藤原 正幸（同）・竹門 康弘（大阪公立大学）

OC5-3 宇治川に生息する濾過食者は生態機能を発揮しているか？：濾過様式の異なる二枚貝類と造網型に着目して

※原 直子（奈良女子大学大学院人間文化総合研究科）・田代 喬（名古屋大学減災連携研究センター）・土居 秀幸（京都大学大学院情報学研究）・竹門 康弘（大阪公立大学国際基幹教育機構）・片野 泉（奈良女子大学大学院自然科学系）

OA3-2 地下茎を有する水際植生の洪水による流失可能性に関する実験的検討

※五十嵐 善哉（埼玉大学大学院 理工学研究科）・田中 規夫（同）

OA2-5 神通川におけるサクラマス越夏場所である淵寿命の検討

丹羽 遥香（富山県立大学工学部 現所属：株式会社フジヤマ）・藤本 紫衣奈（富山県立大学工学部 現所属：砺波工業株式会社）横山 良太（株式会社建設環境研究所）・高木 真也（同）・小林勘太（同）・島村 彰（同）・久加 朋子（富山県立大学大学院工学研究科）

⑤ 自由集会

本大会では、さまざまなテーマで10件の自由集会が開催されました。

自由集会 FB1：「流域治水によって変わる国づくり」

日時：9月18日(水) 9:00 ～ 11:00 (2F ラウンジ)

企画者：島谷幸宏（熊本県立大学）、皆川朋子（熊本大学）

自由集会 FC1：「自然とデジタルツイン：3次元が生み出す環境分野の革新とは？」

日時：9月18日(水) 9:00 ～ 11:00 (3C 会議室)

企画者：大槻順朗（山梨大学）、中村圭吾（土木研究所）、佐藤隆洋（日本工営）、河野誉仁（鳥取大学）

自由集会 FB2：「いい川づくりのあり方を考える」

日時：9月18日(水) 14:00 ～ 16:00 (2F ラウンジ)

企画者：林博徳（九州大学）、皆川朋子（熊本大学）

自由集会 FC2：「気候変動への適応と緩和そして生物多様性保全に貢献する NbS：印旛沼流域での研究と実践」

日時：9月18日(水) 14:00 ～ 16:00 (3C 会議室)

企画者：西廣淳 (国立環境研究所)、大槻順朗 (山梨大)、安立美奈子 (東邦大)

自由集会 FB3：「河川の自然再生事業は、ネイチャーポジティブに寄与できたのか～九州における幾つかの事例～」

日時：9月18日(水) 16:00 ～ 18:00 (2F ラウンジ)

企画者：鬼倉徳雄、林博徳、佐藤辰郎 (九州大学)、皆川朋子 (熊本大学)

自由集会 FC3：「田んぼのいきものをどうやって守っていくか？ —水田水域における多様な生物の保全と再生—その⑧～応用生態工学テキスト：水田環境の保全と再生～」

日時：9月18日(水) 16:00 ～ 18:00 (3C 会議室)

企画者：田和康太 (国立環境研究所)、佐川志朗 (兵庫県立大学・兵庫県立コウノトリの郷公園)、河口洋一 (徳島大学)、永山滋也 (岐阜大学)

自由集会 FD1：「ダム湖における外来魚対策の現状と今後の展望—積極的駆除から低密度管理に向けて—」

日時：9月18日(水) 16:00 ～ 18:00 (6A 会議室)

企画者：大杉 奉功 (一般財団法人水源地環境センター)、笹田直樹 (株式会社ウエスコ)、坂本正吾 (応用地質株式会社)、沖津二郎 (応用地質株式会社)、中井克樹 (琵琶湖博物館)、稲川崇史 (応用地質) 山下博康 (ウエスコ)

自由集会 FB4：「河川・ダムに関するデータベースについての意見交換会」

日時：9月18日(水) 18:00 ～ 20:00 (2F ラウンジ)

企画者：中村太士 (北海道大学)・一柳英隆 (水源地環境センター)・森照貴 (土木研究所自然共生研究センター)

自由集会 FA1：「川の定量的環境目標の設定に向けて」

日時：2024年9月19日(木) 14:45 ～ 17:00 (小ホール)

企画者：中村太士 (北海道大学)、森照貴 (土木研究所自然共生研究センター)、一柳英隆 (水源地環境センター・熊本県立大学)

自由集会 FB5：「航空レーザ測深データの河川管理への積極的な活用を考える」

日時：9月19日(木) 15:00 ～ 17:00 (2F ラウンジ)

企画者：溝口裕太 (自然共生研究センター)、林田寿文 (自然共生研究センター)、森本洋一 (リバーフロント研究所)

⑥ 公開シンポジウム

応用生態工学会第 27 回さいたま大会公開シンポジウム『ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた応用生態工学の役割』は、2024 年 9 月 22 日（金）に埼玉会館小ホールを主会場とし、Zoom ウェビナーと併用して開催しました。応用生態工学会の目標である「生物多様性の保全」に関しては、新たな世界目標である昆明・モンリオール生物多様性枠組の採択（2022 年）を受け、2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されたほか、2024 年 3 月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が 4 省庁名で出され、さらに 2024 年 4 月にはネイチャーポジティブ法とも言える「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されました。「人と生物の共存」については、生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方が検討されており、2024 年 5 月には検討会から提言が提示されました。一方、さいたま大会の開催地である埼玉県は、「埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和 6）～2031（令和 13）年度）」を策定し、目指す将来像として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーも加えた 3 つの課題の同時解決について言及しています。

このような背景のもと、本公開シンポジウムでは、これらの国内の大きな動きを踏まえて、最新の情報を共有するとともに、今後応用生態工学が取り組むべきこと、特に現場でネイチャーポジティブを支える技術体系などについて改めて議論し、提案を行うことを目的として開催されました。

⑦ 企業展示

企業展示は、応用生態工学会賛助会員 5 社、非賛助会員 2 社を含む計 7 社にご参加いただきました。展示としては、環境 DNA 解析サービス、野外電子野帳システムや VR を活用した景観予測など最新技術による調査・分析、水中カメラ及び動画解析・ドローンラジオテレメトリーシステム、AI やゲームエンジンを活用したインフラ整備・運用支援、外来種駆除や未規制物質インパクト把握・対策提案、BSC 工法技術（土壌藻類を活用した自然にやさしい侵食防止/植生形成技術）、市民科学による生物調査・生物相推定・緑地設計シナリオ分析・生息地連結性解析など、各企業の技術サービスや製品を紹介していただきました。

⑧ エクスカーション

大会開催地のさいたま市は、荒川の中流部に位置しますが、荒川はその名前のとおり荒ぶる川と言われ、洪水による氾濫が繰り返されてきました。その氾濫から首都圏を守るため、さまざまな治水事業が進められ、今年荒川上流の改修、荒川放水路通水から 100 年となります。これまで、さまざまな治水事業が進められてきたにもかかわらず、令和元年の東日本台風（台風 19 号）では大規模な浸水被害が発生しました。将来の気候変動を踏まえ、荒川流域では「荒川水系流域治水プロジェクト 2.0」が策定され、様々な取り組みが進められています。一方で埼玉県では「埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和 6）年度～2031（令和 13）年度）」が策定され、災害や気候変動等の様々な変化に対してもレジリエントである（柔軟で回復力のある）健全な生態系を確保することで、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を目指すことが示されています。

今回のエクスカージョンでは、荒川流域を中心にインフラ整備事業の場において「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」に関連する取り組みに関わり、第一線でご活躍されている方を講師にお招きし、エクスカージョン参加者の皆様と意見を交わしながら現場をまわりました。

いずれの視察先も、一般のボランティアや市民団体、近隣の小中学校、企業、行政、学識者等と連携した取組により効果を上げており、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けて産官学民連携の重要性を実感しました。

(4) 廣瀬賞等授賞式の開催

令和6年9月20日さいたま大会の会場にて廣瀬賞等の授賞式が執り行われました。受賞者は以下の通りです。

【廣瀬賞】

神戸大学大学院人間発達環境学研究科・教授 源 利文氏 (51歳)

【研究奨励賞】

九州大学大学院農学研究院助教 小山 彰彦氏

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課係長 中島 颯大氏

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 エネルギー・地質・環境研究所 三浦 一輝氏

【社会実践賞】

国立研究開発法人 土木研究所 自然共生研究センター

九州大学 流域システム工学研究室

応用地質株式会社・一般財団法人水源地環境センター

(5) 主催・共催・後援行事の開催

<主催行事> (地域研究会によるものは2-4 (4) 委員会の「普及・連携委員会」を参照)

<共催行事>

第26回 河川生態学術研究発表会 令和6年11月21日 共催者：リバーフロント研究所

(6) 国際交流：海外学会等派遣(国際交流委員会)

国際交流委員会では2025年度海外学会等への派遣員の募集(3月1日~31日)を行なった。その結果、6名からの応募があった。

4月に開催した国際交流委員会において、応募者2名の応募内容を規定の審査基準で審査した。本審査は委員長を除く6名の委員により実施され、その結果、下記の2名を派遣者として推薦することになった。

氏名：中村亮太

所属：京都大学 防災研究所

派遣先：4th International Workshop on Sediment Bypass Tunnels

学会開催日：2025年9月8日~10日

助成額：20万円

氏名：福丸大智

所属：山口大学大学院創成科学研究科

派遣先：41st International Association for Hydro-Environment Engineering and Research (IAHR) World Congress

学会開催日：2025年6月22日～27日

助成額：20万円

2-2 2025(令和7)年度事業計画案

2025(令和7年度)は、2025年7月1日から始まり、2026年6月30日に終わります。2025年度の事業計画を以下に示します。

(1) 会誌の発行

28巻1号(発行日未定)

28巻2号(発行日未定)

28巻の両号から10報超で発行予定であり、過去の平均的な発行論文数に回復予定。

2025年(2025年1月1日から8月22日)は25報投稿(8報採択;採択率32%注)。注)8報は修正稿審査中につき、採択率は64%程度まで上昇予想。採択率が低下傾向にあったが、過去の平均的な採択率である60%超に回復予定。

(2) ニュースレターの発行

No.109(2025年8月8日発行)総会案内、新潟大会開催案内、理事会報告、行事予定・報告等

No.110(2025年12月発行予定):総会・大会報告、行事開催案内、理事会報告等

No.111(2025年2月発行予定):廣瀬賞募集、海外学会等派遣者募集、行事開催案内、理事会報告等

No.112(2026年5月発行予定):第29回大会開催案内、行事開催案内、理事会報告等

(3) ワークショップ等の開催

各委員会及び地域研究会の積極的な活動により、普及及び研修の企画を立ててワークショップ等を実施する。また、共催・後援に関しては、応用生態工学研究及び普及に関する行事について、積極的に企画・支援する。

・主催行事

① 第28回全国大会(開催地:新潟県)

② 第14回応用生態工学会全国フィールドシンポジウム(開催地:熊本県)

③ 東北地区会:(東北の河川環境を語る、仙台、8月9日開催)

④ 九州地区会:(未定)

⑤ 応用生態工学会 札幌:(未定)

⑥ 応用生態工学会 東京:(未定)

⑦ 応用生態工学会 金沢:(未定)

- ⑧ 応用生態工学会 大阪：(未定)
- ⑨ 応用生態工学会 広島：(未定)
- ⑩ 応用生態工学会 名古屋：(未定)
- ⑪ 応用生態工学会 福井：(未定)
- ⑫ 応用生態工学会 富山：(未定)
- ⑬ 応用生態工学会 松山：(未定)
- ⑭ 応用生態工学会 新潟：(未定)
- ⑮ 応用生態工学会 長野：(未定)
- ⑯ 応用生態工学会 岡山：(未定)

・共催行事

- ① 第 27 回 河川生態学術研究発表会 (河川生態学術研究会共催：11 月 13 日予定)

・後援行事

未定

2 - 3 2025(令和 7)年度予算案

令和 6 年度の会計結果を参考に、下記のとおり予算書を作成しました。収入として、会員数を基に会費収入を算定、雑収益として、会誌別刷り収入、受け取り利息等を近年の実績を参考に算定、事業収益として全国大会参加費などを大会実行委員会資料に基づき算定した結果、約 1,750 万円の収益が見込まれます。

これに対して、経常費用としては、近年の実績を参考に、事業費として、支払い助成金（廣瀬賞等の賞金）、会誌編集費、委員会等経費、全国大会経費（参加費と同額）、その他経費などから、約 1,000 万円、管理費として、給与手当、保険料等である福利厚生費、旅費交通費、通信運搬費、光熱費、貸借料、租税公課、雑費、リース料、顧問料（税理士および弁護士）、支払手数料などを算定し、約 1,100 万円で経常費用としては、約 2,150 万円が見込まれます。

予算の段階で約 400 万円の赤字となっておりますが、廣瀬賞等の支出 170 万円については、遺贈金の取り崩しであることを考慮すると、実質的な赤字額は、約 230 万円になります。

支出額として、固定費が増加していることから、現状の会費収入では維持しきれない状況になっています。収益の範囲内で活動しようとする、委員会活動やイベントへの支出をさらに抑制する必要があると考えられます。令和 7 年度については、過去からの繰越金を充当することで学会運営をせざるを得ない状況です。

2-4 会員状況報告

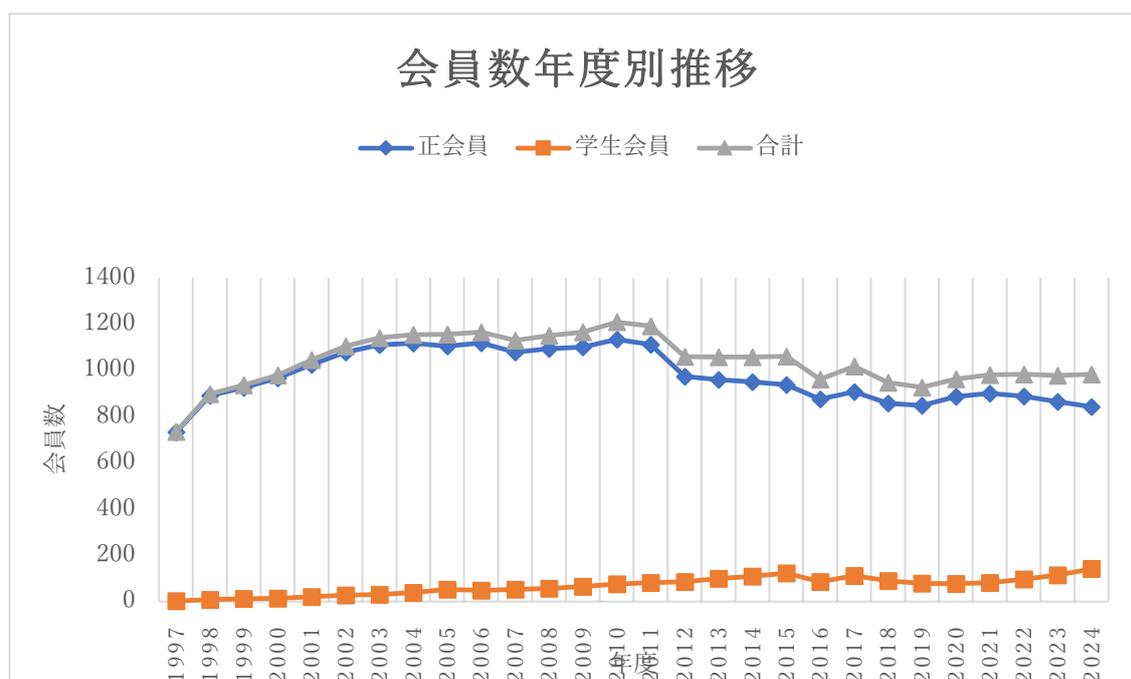
令和7年8月20日現在の会員数は正会員790人、学生会員151人、名誉会員10人で合計951人及び賛助会員44社である。会員数は昨年と比較して正会員は51人減少、学生会員は10人増加している。

令和7年8月28日現在の会員数と前年との比較

	R7年8月20日	R6年8月20日	増減
正会員	790	841	-51
学生会員	151	141	+10
賛助会員	44	45	-1

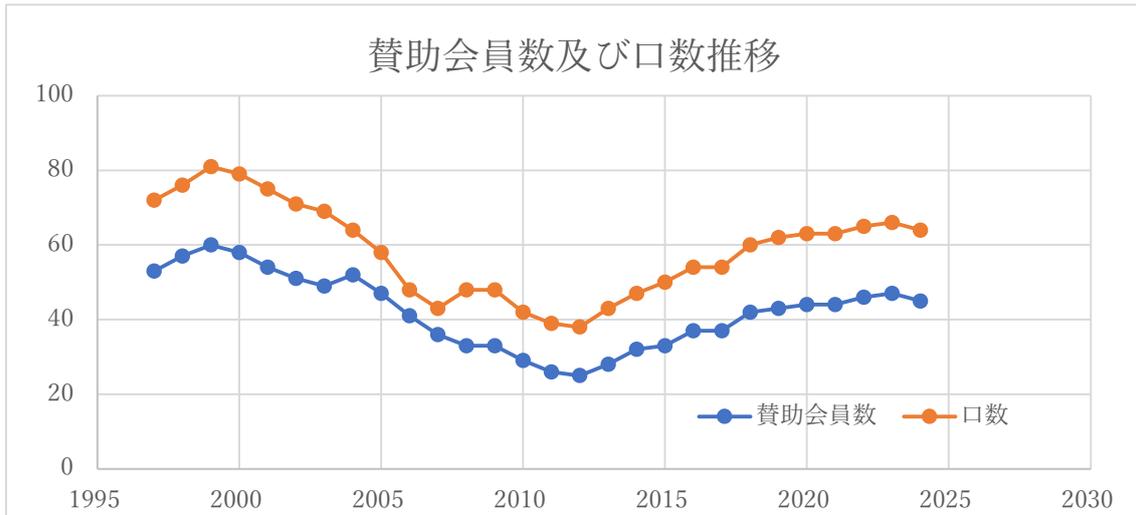
(1) 会員数の動向

学会発足時からの会員数の推移は下記のグラフのとおりである。平成20年(2010年)の合計1,208人をピークに緩やかに減少してきているが近年は学生会員の増加もあり合計では横ばい傾向である。



(2) 賛助会員の動向

賛助会員及び口数の推移は以下のグラフのとおりである。賛助会員は平成22年(2012年)の25社、38口を底に増加傾向にあったが近年は横ばいである。



賛助会員名簿

番号	名 称	口数
1	株式会社ニュージェック	2
2	公益財団法人リバーフロント研究所	2
3	株式会社東京建設コンサルタント	1
4	八千代エンジニアリング株式会社	2
5	パシフィックコンサルタンツ株式会社	3
6	株式会社建設環境研究所	3
7	西日本技術開発株式会社	1
8	株式会社建設技術研究所	3
9	一般財団法人国土技術研究センター	1
10	一般財団法人水源地環境センター	3
11	いであ株式会社	2
12	株式会社日水コン	1
13	株式会社北海道技術コンサルタント	1
14	日本工営株式会社	2
15	応用地質株式会社	3
16	株式会社ドーコン	2
17	中電技術コンサルタント株式会社	1
18	公益財団法人河川財団	1
19	株式会社エイト日本技術開発	1
20	国際航業株式会社	1

21	株式会社開発工営社	1
22	大成建設株式会社	1
23	北電総合設計株式会社	1
24	一般財団法人日本ダム協会	2
25	一般社団法人流域水管理研究所	1
26	株式会社修成建設コンサルタント	1
27	一般社団法人北陸地域づくり協会	1
28	一般社団法人東北地域づくり協会	2
29	株式会社地域環境計画	1
30	株式会社大林組	1
31	一般財団法人北海道河川財団	2
32	一般財団法人石狩川振興財団	1
33	独立行政法人水資源機構	1
34	株式会社生物技研	1
35	一般財団法人河川情報センター	1
36	一般財団法人日本建設情報総合センター	1
37	株式会社復建技術コンサルタント	1
38	株式会社北開水工コンサルタント	1
39	中央復建コンサルタンツ株式会社	1
40	共和コンクリート工業株式会社	1
41	アジア航測株式会社	1
42	ゼニヤ海洋サービス株式会社	1
43	株式会社ウエスコ	1
44	株式会社長大	1
	44 法人	63 口

※賛助会員の並びは入会順です。

2-5 総会・理事会・委員会の開催状況報告

(1) 総会

第1期第2回臨時総会

開催日時：令和6年9月20日 10時～11時30分

開催場所：さいたま会館小ホール

決議事項 総会運営規程の件

報告事項 令和 6 年度予算案
令和 6 年度事業計画案
会員状況報告
総会・理事会・委員会の開催状況報告
会誌「応用生態工学」編集状況報告
令和 5 年度事業報告
諸規程の策定状況報告
2025 年全国大会（検討状況）

(2) 理事会

・第 1 期第 4 回理事会

開催日時 令和 7 年 1 月 2 7 日（月） 1 5 時から 1 7 時 1 5 分

開催場所 Web 会議

決議事項

西監事の退任と対応方針の件
役員候補者選考委員会選出方針の件
令和 7 年度会費請求の件
廣瀬賞等の募集の件
新規入会希望者承認の件

報告事項

委員会再編 WG 報告
任意団体からの財産譲渡の経過報告
会誌編集委員会からの報告
普及・連携委員会からの報告
令和 7 年度全国大会

その他事項

地区会について
要望書・意見書等の作成手続きについて
ELR の開催年について

・第 1 期第 5 回書面理事会 令和 7 年 3 月 6 日～3 月 2 0 日

決議事項：事務局長任命の承認の件

・第 1 期第 6 回通常理事会

開催日時：令和 7 年 4 月 9 日（水）午前 10 時～正午

開催場所：河川財団会議室（Web 方式併用）

決議事項

役員候補者選考委員会選出の件
（東北地区及び九州地区）地区委員会および内規承認の件

事務局長給与増額の件
要望書・意見書等の作成手続きの件
全国大会企画委員会（仮称）設置の件
新規入会希望者承認の件

報告事項

任意団体からの財産譲渡の経過報告
会誌編集委員会からの報告
普及・連携委員会からの報告
将来構想委員会からの報告

その他事項

2026 年度全国大会について
今後の理事会予定について
2025 年度総会開催予定について

・第 1 期第 7 回通常理事会

開催日時 令和 7 年 6 月 1 2 日（木） 1 0 時から 1 2 時
開催場所 一般社団法人応用生態工学会事務局（Web方式併用）

決議事項

令和 7 年度予算案および事業計画案の件
委員会再編の件
要望書・意見書等の作成手続きの件
地区会規程改定および地区会規程細則制定の件
経理規程、事務局規程および印章管理規程制定の件
新規入会希望者承認の件

報告事項

任意団体からの財産譲渡の経過報告
役員選考委員会の経過報告
2025 年度全国大会についての報告
2024 年度海外学会等への派遣報告
2025 年度海外学会等への派遣員の審査結果の報告
会誌編集委員会からの報告

その他事項

2025 年度総会開催予定について
今後の理事会予定について

・第 1 期第 8 回書面理事会 令和 7 年 7 月 1 7 日～7 月 2 4 日

決議事項：廣瀬賞・研究奨励賞受賞者および廣瀬ワークショップ助成対象の承認の件

・第1期第9回通常理事会

開催日時：令和7年8月27日（水）午前10時～正午

開催場所：河川財団会議室（Web方式併用）

決議事項

令和6年度決算承認の件

次期役員候補者の件

地区会承認の件

経理規程制定の件

委員会規程制定の件

要望書等の発出手続に関するガイドライン制定の件

総会資料承認の件

新規入会希望者承認の件

報告事項

任意団体の清算結了および財産譲渡の報告

委員会からの報告

その他事項

2025年度総会開催予定について

(3) 委員会

・総務委員会

第1回総務委員会（WEB開催）2025年6月6日（金）13:00～15:00

審議事項：全国大会企画委員会の件

委員会再編の件

全国大会の企画を計画的に実施することで、大会運営を円滑に行うことを目的として、全国大会企画委員会を新たに総務委員会の中に設置することと、各委員会の連携及び効率的な運営を目指した委員会再編について審議し、その結果を理事会に提案することとした。

・会誌編集委員会

・会誌編集委員会（Web開催）2024年9月10日（火）17:00～19:00

2025年3月10日（月）13:00～15:00

編集作業状況、各学会賞受賞論文投稿、自由集会トピックス論文投稿、データペーパー投稿促進案、印刷会社変更、査読ガイドラインなどについて議論した。

・編集幹事会（Web開催）2024年5月24日（金）17:00～19:00

編集作業状況、データペーパー編集方針、などについて議論した。

・普及連携委員会

継続して予算（地域シンポジウムの開催経費等）を確保し、地域研究会（15研究会）による活動の支援を実施した。

地域シンポジウムでの議論の内容は継続してニュースレター、学会ホームページで共有したほか、必要に応じてオンライン配信も実施した。また、企画運営委員会が主催する応用生態工学会連続セミナー「第10回 未来の環境を語り・考える会」を地域研究会（東京）の共催として行った。

委員会を4回開催し、「地区会」の設立に向けて、各地域研究会の地域性や活動内容、官民学の体制をふまえ、より活発に、そして持続的に活動できるよう課題を整理し、各地域での対応や理事会への提案・要望内容について議論した。現在、東北と九州の地区会の設立を先行して進めている。順次、北海道地区ほか各地区会の設立を検討している。

（地域研究会）

仙台 「仙台湾南部海岸環境追跡プロジェクト ～東日本大震災後の海岸堤防について～」

2024年8月

名古屋 「気候変動を踏まえた流域治水に関する勉強会（治水と環境の観点より）」

2024年10月1日

富山 「これまでの、これからの神通川自然再生を考える」

2024年10月22日、21日

札幌 「川の定量的な環境目標の設定と達成に向けた話題と意見交換 in 札幌」

2024年11月18日

沖縄 「全国フィールドシンポジウム in 沖縄～官民学による外来種防除の展開～」

2024年11月2日、3日

福井 「第22回北信越現地ワークショップ in 福井 福井の水辺保全・外来種の現状と課題」

2024年11月15、16日

札幌 「第4回北海道の応用生態工学_全国大会の発表を札幌でもその3(2024さいたま大会)」

2025年1月24日

福岡 「第10回遠賀川中島自然再生勉強会～遠賀川でネイチャーポジティブな川づくりを考える～」

2025年1月29日

第1回普及連携委員会（会場&WEB） 2024年9月18日12:00～13:30

地域活動の報告と今後の予定および助成金の申請予定について

地区会の設立に向けた課題の整理と対応および要望等について

第2回普及連携委員会（会場&WEB） 2024年11月3日10:00～11:00

「地区会」の設立に向けた課題の整理と対応および理事会への提案・要望について

第3回普及連携委員会（WEB） 2025年1月9日11:00～12:30

「地区会」の設立に向けた課題の整理と対応および理事会への提案・要望について

第4回普及連携委員会（WEB） 2025年2月20日10:00～12:00

「地区会」設立までの流れと理事会への要望について

フィールドシンポジウムの継続的な開催について

・国際交流委員会

毎年実施の海外学会等へ派遣助成事業について、4月に応募者2名の審査を行い、1名の派遣者を決定した。

ICLEE2024 北九州大会（10月）の実行委員として、日本緑化工学会、日本景観生態学会と共同で前年度から大会の準備を行った。

次年度の海外学会派遣助成事業の募集を3月に実施した。

・情報サービス委員会

一般社団法人化に伴い、学会ウェブサイトの更新や継続的なメーリングリスト整備など、学会活動の基盤整備を行った。

また、オンライン会議システム（Zoom）の定期的な見直しを実施するとともに、会員管理機能や情報共有機能を備えたウェブシステム（アトラス社「SMOOZY」）の運用を開始した。

今後は、各委員会活動や地域活動における効果的な活用方法について検討を進める予定である。

・テキスト刊行委員会

①委員会の開催

・第1回会議（対面） 2024年9月19日 12:00～13:00

1) 第14期委員会初会合につき、本委員会の役割について共有した。

2) 『応用生態工学会テキストシリーズ』について、候補企画の進捗と今後の進め方を協議・共有した。

3) 出版社より声掛けのあった『辞典（用語集）』の出版可能性について協議した。

4) 『教科書企画』について、これまでの企画案をベースに再協議した。

・第2回会議（WEB 意見徴収） 2024年12月～2025年1月

『教科書企画』について、9月の再協議を踏まえて、各委員から意見徴収した。

②各テキスト企画の進捗状況

1) 出版済み企画

「第1弾：河道内氾濫原の保全と再生（2019.9）」、「第2弾：水田環境の保全と再生（2024.9）」を出版済み。勉強会などのイベントでの活用や、他学会での企画セッションによる宣伝など、引き続き検討する。

2) 企画案「中小河川の保全と再生」

社会的課題の変化等から技術の体系的記述が困難と判断。中小河川に関連した異なる視点でのテキスト化を検討する。

3) 企画案「河川汽水域の保全と再生」

国交省の手引書が公開された。これを学術的に補うような意味合いのテキストととして位置づけ、候補となる執筆者間で検討を始める。

4) その他の案

「データ解析関連（GIS、R統計など）」、「デジタルツイン・3Dデータ活用」のテキスト化に

ついて、検討を始める。

③辞典（用語集）について

応用生態工学としての用語辞典は難しいとの見解で一致したが、「用語の解説＋事例」の形なら可能性はある。今後も協議する。

④教科書企画について

・昨年度検討の構成案（目次など）はあるが、あらためて応用生態工学を体系的に語る教科書出版は困難との見解が示され、抜本的に再検討することとした。（9月会議）

・9月会議を踏まえ、各委員から意見徴収を行った（～2025年1月）。これを踏まえて、今後協議する。

・企画運営委員会

応用生態工学会連続セミナー「第10回 未来の環境を語り・考える会」令和6年11月26日（火）会場参加 賛助会員18名、WEB参加 賛助会員・正会員17名

応用生態工学会東京の協力を得て、『スマートレンタルスペース』半蔵門麴町の会場参加とWEB視聴のハイブリッドで開催した。講演として横浜国立大学 松田裕之名誉教授「あるべき環境調査と影響評価、保全措置、その後の順応的管理」、環境省 會田義明課長補佐「洋上風力発電に係る環境影響評価と順応的な取組について」、独立行政法人水資源機構 中野春男上席エンジニア「小石原川ダム建設事業のアダプティブマネジメントと当時の思い～クマタカの保全を例に～」、一般財団法人水源地環境センター 大杉奉功次長「ダム事業における順応的管理の取組み事例」を実施し、あわせて意見交換会を実施した。

・災害対応運営委員会

理事会から、委員会再編の方針として、「災害対応委員会については、学会としての対応方針を決定したこともあり、災害対応委員会の委員に希望を聞いた上で、総務委員会が吸収するなどして解消してはどうか。」との打診を受け、委員に希望を聞いたところ、反対意見はなく、このため災害対応委員会の機能は、総務委員会に引き継ぐこととする。なお、総務委員会に所属しない災害対応委員会の委員について、新たに総務委員に就任することについての希望を募ったが、希望者はいなかったため、新たに総務委員に就任する委員もいなかった。

2-6 会誌「応用生態工学」編集状況報告

(1) 会誌発行状況（2025年8月22日現在）

2025年2月4日に27巻1号で7報（原著論文2、事例研究2、書評1、トピックス2）、2025年3月31日に27巻2号で7報（短報1、事例研究4、レポート1、トピックス1）をそれぞれ発行。減少傾向にあったが、28巻の両号から10報超で発行予定であり、過去の平均的な発行論文数に回復予定。

巻・号	発行日 (J-Stage 本公開日)	掲載論文数	特集等
22巻1号	2019年7月28日 (2019年9月10日)	10 (原2, 事4, 短1, 総1, レ1, 意1)	
22巻2号	2020年3月28日 (2020年4月25日)	7 (原1, 事3, 短2, 意1)	
23巻1号	2020年9月28日 (2020年11月30日)	23 (原4, 事1, 短3, レ1, 意, ト1, 特13)	特集「2017 九州北部豪雨災害」 「霞ヶ浦の生態系サービス評価」
23巻2号	2021年2月28日 (2021年4月6日)	16 (原3, 事3, 短2, レ1, 特7)	特集「ICT技術の活用」
24巻1号	2021年7月28日 (2020年10月1日)	10 (原1, 事4, 特5)	特集「水田生態系」
24巻2号	2022年3月31日 (2022年4月20日)	17 (原4, 総1, 事8, レ2, 意1, ト1)	
25巻1号	2022年8月31日 (2022年10月5日)	5 (原1, 短1, 事1, 書1, 追1)	
25巻2号	2023年3月31日 (2023年4月25日)	13 (原2, 短1, 事1, レ2, 特7, 書1)	特集「東日本震災復興」
26巻1号	2023年7月31日 (2023年9月1日)	4 (原1, 短1, 事1, 書1)	
26巻2号	2024年3月31日 (2024年4月17日)	11 (原1, 総1, 短1, 事3, レ1, 特4)	特集「アニマルウェルフェア」
27巻1号	2025年2月4日 (2025年7月31日)	7 (原2, 事2, 書1, ト2)	
27巻2号	2025年3月31日 (2025年7月31日)	7 (1, 事4, レ1, ト1)	
28巻1号	2025年月日 (2025年月日)		
28巻2号	2025年月日 (2025年月日)		

※原：原著、短：短報、総：総説、事：事例研究、レ：レポート、ト：トピックス、意：意見、書：書評、特：特集、追：追悼文

※2018年5月からJ-Stage 搭載後ただちに公開。2021年4月から早期公開開始。

(2) 論文投稿状況と平均査読日数※1 (2014年以降、2024年8月19日現在)

年	総数	受理数	不採択数※2	校閲中数	採択率	英文論文数	平均査読日数
2014	31	16	15	0	51.6	0	64
2015	27	19	8	0	70.4	0	54
2016	26	18	8	0	69.2	0	43
2017	38	30	8	0	78.9	0	35
2018	27	20	7	0	74.1	0	39
2019	36	28	8	0	77.8	0	44
2020	44	30	14	0	68.2	0	35
2021	35	26	9	0	74.3	1	46
2022	23	15	8	0	65.2	0	40
2023	23	15	7	1	65.2	0	44
2024	13	4	6	3	30.8	0	35

- ※1 投稿後の初回判定までの期間。特集も含む
- ※2 取り下げ（要修正の判定後に修正投稿辞退）含む

2-7 委員会再編報告

第1期第6回理事会において、全国大会企画委員会（仮称）設置についての検討を実施することが決議されました。6月6日に第1期第1回総務委員会を開催し、全国大会企画委員会の設置および学会全体の委員会再編について審議した結果について、第1期第7回理事会において以下の内容で審議され、承認されました。

（全国大会企画委員会について）

- ①全国大会の運営を円滑かつ効果的に行うために、大会の企画を司る枠組み（仮称：大会企画委員会）を学会本部に設置する。
- ②大会企画委員会については、総務委員会の中に設置する。
- ③大会企画委員会は、兼任がない総務委員が就任する。また委員の就任期間は数年間を想定し、一部の委員が順に交代することで、継続性を確保する。
- ④第1期の大会企画委員として、石田委員、梅田委員、高橋委員、樋村委員、丸谷委員が就任する。

（委員会再編について）

- ①総務委員会については、各委員会の委員長に兼任してもらい、委員会相互の情報共有、効果的な連携が可能となるようにすることが望ましい。
- ②会誌編集委員会とテキスト刊行委員会については、再編対象とはしない。
- ③普及・連携委員会については、地区会との関係を整理する必要がある。
- ④情報サービス委員会については、当面は現状維持と考えられるが、将来的には、HP管理を外注するなど、委員の負担を軽減すべきである。
- ⑤災害対応委員会については、学会としての対応方針を決定したこともあり、災害対応委員会の委員に希望を聞いた上で、総務委員会が吸収するなどして解消してはどうか。
- ⑥研究発表会表彰運営委員会は、大会企画委員会（総務委員会）に統合してはどうか。
- ⑦国際交流委員会、企画運営委員会、将来構想委員会については、委員長に確認して、将来的に総務委員会に統合することを視野に入れ、再編案を検討する。
- ⑧技術援助委員会については、現状の役割が変わらないのであれば、担当理事により対応することが考えられる。
- ⑨廣瀬賞選考委員会、役員候補者選考委員会については、規程があり、役割も明確なので、変更しない。
- ⑩キャリア支援WGについては、以下のような提案が委員会再編WGより提出された。

【新たな提案】

- ・若手だけでなく学会員を増やすことが急務である。
- ・河川以外の分野にも広げて、新しい人に声を掛ける。
- ・テキストの刊行：河川氾濫原、水田ときて、次は汽水域を予定。関連する他の学会にも宣伝す

る。

- ・新しい人を増やすために、シンポジウムなどで学際的な分野の人を引っ張ってくる。
- ・戦略的な会員開拓が必要である。
- ・全国大会の後に、地区（北海道、福岡）で同じ発表をしているので、この時に学会への勧誘をする。
- ・地区会から若い人を勧誘する。
- ・全国大会時に地区会セッションを開催し、地区会員を積極的に本会員に誘う。
- ・総務委員会が全体的なことを考える。そのために実質的に動ける総務委員会とする必要がある。

2-8 地区会設置報告

・東北地区会

総会実施日時：R7年8月9日17時35分～18時00分

参加者：地区会メンバー20名（会場参加者：14名、WEB参加者：1名、委任状：5名）

※過半数以上で総会成立

・決議

1号議案(地区委員)：賛成15名、反対0名、委任5名

2号議案(地区会内規)：賛成15名、反対0名、委任5名

8月27日第9回理事会にて承認。

・九州地区会

総会実施日時：R7年8月22日9時30分～10時30分（WEB方式）

参加者：地区会メンバー16名（WEB参加者：10名（1名代理）、欠席（委任）：1名、欠席：5名、非会員傍聴（行政の仮地区委員）：2名）

※地区会員16名中10名出席+1名委任（過半数）で総会成立

・決議

1号議案(地区会内規)：賛成10名、反対0名、委任1名

2号議案(地区委員)：賛成10名、反対0名、委任1名

8月27日第9回理事会にて承認。

2-9 諸規程の策定状況報告

前回の総会以降、「地区会規程（改定）および地区会規程細則」、「事務局規程」、「印章管理規程」、「経理規程」、「委員会規程」、および「要望書等の発出手続に関するガイドライン」が策定されました。それぞれ参考資料に示します。また、定款および諸規定については、ホームページに掲載されています。

2 - 10 2026 年全国大会（検討状況）

来年度の全国大会は、東京大学における開催を検討中です。

添付資料

一般社団法人応用生態工学会役員名簿

会長	占部 城太郎	東北大学大学院生命科学研究科 名誉教授
副会長	東 信行	弘前大学農学生命科学部生物学科 教授
副会長	清水 義彦	群馬大学 名誉教授、 国立研究開発法人土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター研究・研修指導監
副会長	藤田 光一	国立研究開発法人土木研究所 理事長
専務理事	天野 邦彦	公益財団法人 河川財団 河川総合研究所所長
理事	赤松 良久	山口大学大学院創成科学研究科 教授
理事	沖津 二郎	応用地質株式会社 地球環境事業部事業企画部長
理事	小俣 篤	公益財団法人 河川財団 理事長
理事	片野 泉	奈良女子大学研究院自然科学系 教授
理事	北村 匡	共和コンクリート工業株式会社 代表取締役社長
理事	佐藤 高広	株式会社復建技術コンサルタント 環境部長
理事	島村 彰	株式会社 建設環境研究所 取締役 国土基盤本部 環境技術室室長
理事	関島 恒夫	新潟大学農学部農学科 教授
理事	西廣 淳	国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター副センター長
理事	平井 秀輝	一般財団法人 水源地環境センター 理事長
理事	光成 政和	東日本建設業保証株式会社 理事
理事	柳川 晃	いであ株式会社 社会基盤本部 特任理事 水源地統括
理事	吉田 丈人	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
理事	吉村 千洋	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
理事	渡邊 康玄	北見工業大学工学部社会環境系 教授
監事	鳥居敏男	一般財団法人 自然公園財団 専務理事

(敬称略 50音順)

一般社団法人応用生態工学会
定 款

一般社団法人応用生態工学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、「人と生物の共存」「生物多様性の保全」「健全な生態系の持続」を共通の目標に、生態学と土木工学の基礎知識及び実際的問題についての研究成果をもとに、両分野の関係者が共同して、それらの境界領域に新しい理論・知識・技術体系である「応用生態工学」を発展・展開させることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 応用生態工学に関する調査・研究活動
- ② 応用生態工学に関する学術講演会、研究会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の開催
- ③ 応用生態工学に関する国内外の調査・研究活動、会議に関する情報の収集と伝達
- ④ 応用生態工学に関する調査・研究活動に関する技術援助
- ⑤ 応用生態工学に関する国際的学術交流
- ⑥ 応用生態工学に関する受託事業
- ⑦ 会誌の発行
- ⑧ その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本会には、次の会員を置く。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

- ② 学生会員 本会の目的に賛同して入会した個人で、応用生態工学を志し、大学、短期大学、専門学校等の在籍を証明できる者
- ③ 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人又は法人若しくはその他の団体
- ④ 名誉会員 本会及び応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人で、理事会の推薦により総会において決定された者

2 本会は、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める会員規程の定めるところにより入会を申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会員規程の定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 学生会員及び賛助会員は、別に定める会員規程の定めるところにより会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める会員規程の定めるところによる退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- ② 総正会員が同意したとき。
- ③ 死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ⑧ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散及び残余財産の処分

⑤ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

⑥ その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第18条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合の正会員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び議長が指名する2名以上の議事録署名人がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 正会員は、法令で定めるところにより、前項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

(総会運営規程)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規程による。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

① 理事 5名以上25名以内

② 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

- 3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名以内を専務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会において自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げないが、連続して2期を超えることができない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - ② 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - ③ 本会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 本会は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、理事（業務執行理事又は本会の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- ④ 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- ⑤ 規程の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な使用人の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- ⑥ 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第33条 通常理事会は、毎事業年度に2か月を超える間隔で2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- ④ 一般法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第5項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会運営規程)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第7章 会 計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ⑥ 財産目録

2 会長は、前項の承認を受けた書類を定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事の名簿
- ③ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(剰余金の不分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行わない。

(寄附財産の取扱い)

第45条 本会が寄附を受けた財産の取扱いについては、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金取扱規程による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において決議することにより変更することができる。

(合併等)

第47条 本会は、総会において決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 本会は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公

益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第50条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 地区会

(地区会)

第51条 地域における研究活動、研究成果の普及及び関係機関等との連携の推進のために必要があるときは、理事会は、その決議により、地区会を設置することができる。

2 地区会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置き、その他所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(実施細則)

第56条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第57条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 2 本会の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。
設立時理事 占部城太郎、清水義彦、東信行、藤田光一、天野邦彦
設立時監事 鳥居敏男、西浩司
- 3 当会の設立時理事の任期は、法人設立後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 当会の設立時監事の任期は、法人設立後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 5 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
住所 宮城県 [REDACTED]
設立時社員 占部城太郎
住所 群馬県 [REDACTED]
設立時社員 清水義彦
住所 青森県 [REDACTED]
設立時社員 東信行
住所 茨城県 [REDACTED]
設立時社員 藤田光一
住所 茨城県 [REDACTED]
設立時社員 天野邦彦
- 6 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都千代田区麴町四丁目7番地5麴町ロイヤルビル405号とする。
- 7 本会は、任意団体である応用生態工学会の解散日時点の資産および負債、権利を、すべて承継する。

一般社団法人応用生態工学会

地区会規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の地域における研究活動、研究成果の普及及び関係機関等との連携の推進のために設置される地区会の任務、構成及び運営に関する事項につき、本会定款第51条第2項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(区分、構成等)

第2条 次に掲げる地域において地区会を設置するものとする。

- ① 北海道
- ② 東 北
- ③ 関 東
- ④ 中 部
- ⑤ 金 沢
- ⑥ 長 野
- ⑦ 福 井
- ⑧ 富 山
- ⑨ 新 潟
- ⑩ 近 畿
- ⑪ 岡 山
- ⑫ 広 島
- ⑬ 四 国
- ⑭ 九 州

- 2 地区会は、前項に基づき設置された地区会が所管する地域に属する場所を住所として登録している定款第5条第1項所定の各会員のうち、これに入会を希望する者によって構成する。
- 3 前項の会員がその住所を国外に登録している場合において、同会員が地区会への入会を希望するときは、第1項の規定により設置される地区会のうち同会員が希望する1つの地区会に限り、入会することができる。
- 4 第1項の規定により設置された地区会の再編は、理事会の決議を以て行うことができる。

(活 動)

第3条 地区会は、本会定款第3条所定の目的の達成に努め、各地区における会員相互の親睦、学術の進展、地域貢献等を図ることを目的とする。

- 2 前項の目的を達成するため、地区会は、研究会、シンポジウム、講習会、当該地域に係る共同での調査等の事業を行うことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、地区会は、定款第3条所の目的を達成するために各地区において必要な事業を行うことができる。

(地区委員会)

- 第4条 地区会の活動を円滑に遂行するため、各地区会に、地区委員会を置く。
- 2 地区委員会は、地区委員会委員（以下「地区委員」という。）により構成する。
 - 3 地区委員は、各地区会に所属する正会員のうちから選出されるものとし、その員数は10名以内とする。ただし、各地区会の実情に応じ、正会員以外の者若干名を地区委員に選出することができる。
 - 4 地区委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 地区委員の選出方法は、本規程第5条第1項所定の各地区会の内規によってこれを定める。
 - 6 地区委員会には、地区会長及び数名の地区幹事を置く。
 - 7 地区会長及び地区幹事は、地区委員の互選により選定するものとし、理事会の承認を経て、本会会長が委嘱する。

(地区委員会の開催)

- 第5条 地区委員会は、地区会長がこれを招集する。
- 2 前項の招集に基づき開催される地区委員会は、実際の会議体による方法のほか、Web会議システム等の電磁的方法を用いて開催することができる。
 - 3 地区会長は、必要に応じて、文書又は電磁的方法をもって地区委員の意見を徴し、地区委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を地区委員に通知しなければならない。

(内 規)

- 第6条 地区委員会は、それぞれ、本規程に定める事項以外の地区委員会運営に関する事項その他の事項に関し、内規を定めることができる。この場合において、当該内規の制定は、理事会の承認を得なければならない。これを改正するときも同様とする。

(経 費)

- 第7条 地区会の活動に係る経費は、理事会が定める一定額によるものとする。

(報 告)

- 第8条 地区会の活動は、理事会及び総会において報告するものとする。

(細 則)

- 第9条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和6年8月20日から施行する(令和6年8月20日理事会決議)。

附 則

本規程の改定は、令和7年6月12日から施行する(令和7年6月12日理事会決議)。

一般社団法人応用生態工学会

地区会規程細則

(目 的)

第1条 本細則は、一般社団法人応用生態工学会(以下「本会」という。)地区会規程(以下「地区会規程」という。)第9条に基づき、地区会規程の実施に関し必要な細目的事項を定めることを目的とする。

(地区会の設置等)

第2条 地区会を新たに設置するに当たっては、地区会規程第2条第2項に基づき、当該地区会に入会することができる本会定款第5条第1項所定の各会員に対して、本会事務局が入会希望の有無を確認し、入会を希望する者を地区会員として登録するものとする。

2 前項の規定により登録がなされた地区会員のうち、理事会の決議を経て選出された若干名を仮地区委員とする。

3 仮地区委員は、地区会員を構成員とする最初に開催される会議の日時、場所その他同会議開催に必要な事項を決定し、本会事務局は、第1項の規定により登録がなされた地区会員に対し、開催日の2週間前までに、これらの事項を通知して同会議を招集するものとする。

4 新たに設置する地区会の当初の地区委員は、前項の会議において選出する。

附 則

本細則は、令和7年6月12日から施行する(令和7年6月12日会長決定)。

一般社団法人応用生態工学会

事務局規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）定款第5条第4項に基づき、事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本会に事務局を設置する。

(職員等)

第3条 事務局には、次の各号に掲げる職員を置く。

- ① 事務局長
- ② 事務職員

(職員の職責)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務職員は、事務局長の命を受けて、その職務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

2 前項以外の職員の任免は、会長の承認を得て専務理事が行う。

3 職員の職務は、会長の承認を得て、事務局長が指定する。

(事務の範囲)

第6条 事務局において処理する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 会員管理に関する業務
- ② 経費・予算の管理に関する業務
- ③ 理事会その他の会議の運営に関する業務
- ④ 委員会の運営に関する業務
- ⑤ 出版物管理に関する業務
- ⑥ 各種契約関係の処理、渉外関係等に関する業務
- ⑦ 本会の事業運営上作成又は取得した文書の管理に関する業務
- ⑧ その他事務局において処理する必要がある業務

2 前項各号に掲げる事務を円滑に処理するため、事務局長は、内部マニュアルとして、事務局運営の手引書を策定することができる。

(文書による処理)

第7条 本規程において文書とは、文書、図画及び電磁的記録をいう。

2 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第8条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて実施する。ただし、重要な事務は、会長若しくは専務理事又は理事会の議決を経なければならない。

(細 則)

第9条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和7年6月12日から施行する(令和7年6月12日理事会決議)。

一般社団法人応用生態工学会

印章管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び種類)

第2条 本規程において印章とは、業務上作成された文書、又は、金融機関等との取引等において使用される印鑑で、その印鑑を押捺することにより、当該文書等が真正なものであることを確認することを目的として使用されるものをいい、印章の種類は次の各号に定めるとおりとする。

- ① 会長実印（本会の代表印として印鑑登録済の印）
- ② 会長丸印（銀行等金融機関届出の印）
- ③ 法人角印（主として領収書等に使用する印）
- ④ 地区会印（各地区会において使用する印）

(印 影)

第3条 印章の印影は、別紙のとおりとする。

(作成等)

第4条 印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、会長の承認を要するものとする。

(管 理)

第5条 会長は、必要に応じて、第2条第1号から第3号に規定する印章を管理する者（以下「印章管理責任者」という）を指名することができる。

- 2 印章管理責任者は、印章が不正に使用されないことがないように、印章を常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、これに施錠しなければならない。
- 3 印章管理責任者は、必要があると認めるときは、職員のうちから印章取扱者を指定することができる。
- 4 前項の印章取扱者を指定したときは、印章管理責任者は、速やかに、会長にその旨を報告しなければならない。
- 5 会長は、第2条第4号に規定する印章の管理責任者を各地区会の幹事の中から指名するものとする。

6 前項の管理責任者は、印章が不正に使用されることがないように印章を適切に管理しなければならない。

(事故報告)

第6条 第2条に規定する印章について、盗難、紛失等の事故があったときは、印章管理責任者は、直ちに、当該印章の種類、事故の内容、その他必要な事項を会長に報告しなければならない。当該印章について、偽造、不正使用等の事故があったときも、同様とする。

(使用)

第7条 第2条第1号の印章の押印を受けようとする者は、押印をする文書を添えて印章管理者又は印章取扱者に提出し、その押印を請求するものとする。

2 第2条第1号の印章を押印するときは、別紙記載の様式による印章使用簿に必要な事項を記入し、その用途を明瞭にしておかなければならない。

(査閲)

第8条 専務理事は、1か月あたりにつき1回、前条の印章使用簿を査閲するものとする。

(細則)

第9条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和7年6月12日から施行する(令和7年6月12日理事会決議)。

別紙（第3条関係）

1 会長実印

--

2 会長丸印

--	--	--

3 法人角印

--

4 地区会印

4 地区会印 (つづき)

別 紙 (第 7 条第 2 項関係)

印 章 使 用 簿

押印 年月日	書類の種類	提出先	部数	使用者	備考	専務理事 査閲欄

一般社団法人応用生態工学会

経理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）における経理処理に関する基本的事項を定めるものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、本会の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会の経理に関する事項は、定款に定めのある場合を除くほか、本規程を適用する。

(経理の原則)

第3条 本会の経理は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第4条 本会の会計年度は、事業年度に関する定款第41条の規定に従い、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(会計区分)

第5条 法令の要請等により必要とされる場合は会計区分を設けるものとする。

(経理責任者)

第6条 経理責任者は、専務理事とする。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 経理に関する帳簿及び書類の保存期間は次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 財務諸表 10年
- ② 会計帳簿 10年
- ③ 証憑書類 10年
- ④ 収支予算書 5年
- ⑤ その他の書類 5年

- 2 前項の保存期間は、決算に関する定時社員総会終結の日から起算するものとする。
- 3 帳簿等を焼却その他の処分にする場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第8条 本会の会計においては、財務及び会計のすべての状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は、総勘定元帳、現金出納帳その他必要な勘定補助簿とする。

(証 憑)

第10条 証憑とは、次の各号に掲げるものとする。

- ① 請求書
- ② 領収書
- ③ 証明書
- ④ 納品書
- ⑤ 各種計算書
- ⑥ 契約書、覚書その他の証書
- ⑦ その他取引を裏付ける参考書類

(帳簿の更新)

第11条 帳簿は、会計年度毎に更新するものとする。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第12条 収支予算は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算書の作成)

第13条 収支予算書は、事業計画に基づき毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を得て確定する。

(収支予算の執行)

第14条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。
2 収支予算の執行者は、会長とする。

(支出予算の流用)

第15条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、会長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしなない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、会長は、補正予算を作成して理事会の承認を得なければならない。

第4章 金 銭

(金銭の範囲)

第17条 本規程において金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。
- 3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納、保管については、その責に任じる出納責任者を置かなければならない。

- 2 出納責任者は、事務局長とする。
- 3 出納責任者は金銭の保管及び出納事務を取り扱う出納事務担当者を若干名置くことができる。

(金銭の出納)

第19条 出納責任者又は出納事務担当者が金銭を支払うときは、請求書その他の取引を証する書類に基づき経理責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、5万円未満の支出で、業務上通常生じる費用については、前項の承認を得ずにこれを支出することができる。

(支払手続)

第20条 金銭の支払については、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

- 2 銀行振込の方法により支払を行う場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

(支払期日)

第21条 金銭の支払は、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払についてはこの限りではない。

(小口現金)

第22条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、小口現金をおくことができる。

- 2 小口現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最小額にとどめるものとする。
- 3 小口現金は、毎月末日にその残高と帳簿残高とを照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第23条 金銭に過不足が生じたときは、出納責任者は、遅滞なくこれを経理責任者に報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

(金銭の照合)

第24条 出納責任者は、金銭につき、月次にて帳簿残高と照合し、その結果を経理責任者に報告しなければならない。

第5章 財 務

(資金の調達)

第25条 本会の事業運営に要する資金は、基本財産及び運用財産より生ずる利息、配当金、その他の運用収入並びに会費、寄付金、事業収入その他の収入によって調達するものとする。

2 資金の調達につき、資金の借り入れその他特別の事由が生じたときは、理事会の承認を経てこれを行う。

第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

第26条 本規程において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。

- ① 基本財産 理事会が基本財産とすることを決議した財産
- ② 特定資産 減価償却引当資産（ただし、基本財産とされたものは除く）、理事会の決議により特定資産として保有する資金、その他会長が必要と認めた資産
- ③ その他固定資産 基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産

(固定資産の会計処理等)

第27条 固定資産の取得又は管理についての会計処理は、一般的な会計慣行によるものとする。

(減価償却)

第28条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末日に税法上認められた償却方法によりこれを行う。

2 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるところによる。

第7章 決 算

(決算の目的)

第29条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(決算整理事項)

第30条 年度決算においては、通常決算処理のほか、少なくとも次の各号に掲げる事項について計算を行うものとする。

- ① 減価償却費の計上
- ② 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金、前受金の計上
- ③ 各種引当金の計上
- ④ 流動資産、固定資産の存在性の確認、評価の適否
- ⑤ 負債の存在性と簿外負債のないことの確認

- ⑥ その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第31条 本会の重要な会計方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価基準による。
- ② 固定資産の減価償却の方法 税法上認められた償却方法による。
- ③ 引当金の計上基準 貸倒引当金 法人税法（昭和40年法律第34号）に定める限度額のほか、貸倒の実績率及び債権の回収可能性を検討して計上する。
- ④ 消費税等の会計処理 税込処理による。
- ⑤ リース取引の処理方法 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(財務諸表等)

第32条 会長及び経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次の各号に掲げる財務諸表等を作成し、会長に報告しなければならない。

- ① 貸借対照表
- ② 正味財産増減計算書
- ③ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- ④ 財産目録
- ⑤ その他事業活動、運営に関する数値のうち重要なものを記載した書類

(財務諸表等の確定)

第33条 会長は、前条の財務諸表等について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ提出し、その承認を得た上で、社員総会において承認を得て決算を確定する。

第8章 補 則

(細 則)

第34条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第35条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和7年8月27日から施行する(令和7年8月27日理事会決議)。

一般社団法人応用生態工学会

委員会規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の事業の推進のために設置される委員会の任務、構成及び運営に関する事項につき、本会定款第48条第3項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置、区分等)

第2条 委員会の設置、区分の変更又は廃止は、理事会の決議によりこれを定める。

2 委員会の区分は、次の各号に定めるとおりとし、各委員会の目的は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 総務委員会

総会の決定した基本方針及び理事会の審議決定に基づく本会の運営の推進、本会の健全な財務状況の維持と事務局の円滑な運営の確保のため各種課題等に取り組むこと

② 会誌編集委員会

会誌「応用生態工学 (Ecology and Civil Engineering)」の企画、刊行等に取り組むこと

③ 普及・連携委員会

本会の普及活動、市民や自治体との交流と本会とのパートナーシップの向上等を図ること

④ 学術交流委員会

国内及び国際的な学術交流をつうじた、他分野との交流や本学会に関する専門知識の紹介等を円滑に進めること

⑤ 情報サービス委員会

本会の情報サービスの提供等を行うこと

⑥ 将来構想委員会

本会の近い将来を含めた将来構想の検討等を行うこと

⑦ テキスト刊行委員会

応用生態工学に係るテキスト、書籍、レポート等の企画、編集、出版等を行うこと

(事 業)

第3条 前条第2項に定める各委員会において行う事業は、次の各号に定めるとおりとする。

① 総務委員会

- ア 本会の運営全般の推進
- イ 全国大会の企画および運営補助
- ウ 大規模災害発生時の学会対応と支援、及びその方針の作成
- エ 賛助会員向けサービス（セミナー等）の実施
- オ その他総務委員会の設置目的に則した事項
- ② 会誌編集委員会
 - ア 会誌の企画及び編集
 - イ 会誌に掲載する報文(原著論文、総説、短報、事例研究、レポート、意見、書評、トピックス、特集等)の募集、校閲
 - ウ その他会誌編集委員会の設置目的に則した事項
- ③ 普及・連携委員会
 - ア 応用生態工学に関する講習会、現地見学会の企画・広報および実施
 - イ 応用生態工学に関する市民や自治体との交流に関する検討、又は必要に応じて実践的な活動を行うこと
 - ウ その他普及・連携委員会の設置目的に則した事項
- ④ 学術交流委員会
 - ア 応用生態工学に関する国内外の調査研究及び国際学術交流
 - イ 応用生態工学に関する専門知識や知見を他の学協会・団体等から求められた場合の窓口
 - ウ その他学術交流委員会の設置目的に則した事項
- ⑤ 情報サービス委員会
 - ア 本会Webサイトに掲載する情報の更新及び管理
 - イ その他情報委員会の設置目的に則した事項
- ⑥ 将来構想委員会
 - ア 本会事務局の体制も含めた本会の組織、会費等の在り方、それらに伴う規程等の改定等、本会の近い将来を含めた将来構想の検討
 - イ その他将来構想委員会の設置目的に則した事項
- ⑦ テキスト刊行委員会
 - ア 応用生態工学に係る技術や成果に関する専門書（教科書）の企画・編集・出版
 - イ 応用生態工学に係る技術や成果を普及する一般書籍（入門書・解説書）等の企画・編集・出版
 - ウ 応用生態工学の普及等に係る印刷物の企画・編集・出版
 - エ その他テキスト刊行委員会の設置目的に則した事項

（役員候補者選考委員会等）

第4条 役員候補者選考委員会及び廣瀬賞等に係る選考委員会の設置目的、事業内容等については、それぞれ、役員候補者選考委員会規程、又は廣瀬賞、研究奨励賞及

び応用生態工学社会実践賞に関する細則の定めるところによる。

(構成)

第5条 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。この場合において、第2条第2項第2号から第7号の委員会の委員長は、同条項第1号の総務委員会の委員となるものとする。

2 委員会に委員長を置く。委員長は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。ただし、第2条第2項第1号の総務委員会の委員長は、専務理事をもってこれに充てる。

3 委員会に副委員長を置くことができる。この場合において、副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員会の委員の任期は、原則として、4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし、再任を妨げない。

(開催)

第7条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 前項の招集に基づき開催される委員会は、実際の会議体による方法のほか、Web会議システム等の電磁的方法を用いて開催することができる。

3 委員長は、必要に応じて、文書又は電磁的方法をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に通知しなければならない。

(小委員会等)

第8条 委員会は、必要に応じて、理事会の承認を得て、小委員会、部会、幹事会等(以下「小委員会等」という)の組織体を設置することができる。

2 小委員会等の委員長及び委員は、当該小委員会等を設置する委員会の委員長の推薦又は公募によるものとし、会長が委嘱する。

(規則)

第9条 委員会は、それぞれ、本規程に定める事項以外の委員会運営に関する事項その他の事項に関し、規則を定めることができる。この場合において、当該規則の制定は、理事会の承認を得なければならない。これを改正するときも同様とする。

(細則)

第10条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和7年8月27日から施行する(令和7年8月27日理事会決議)。

一般社団法人応用生態工学会

要望書・意見書等の発出手続に関するガイドライン

(目的)

第1条 本ガイドラインは、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の会員等が会長あるいは本会組織の名義で対外的に要望書・意見書等を発出する際の手続等を定め、これら要望書等の発出の円滑な実施を図ることを目的とする。

(申請等)

第2条 本会会員、理事会、委員会又は地区会は、対外的な要望書・意見書等（以下要望書等と言う）を会長あるいは本会組織の名義で発出することを希望するときは、別紙様式による申請書および当該要望書等を事務局に提出しなければならない。

(総務委員会への送付)

第3条 事務局が前条の申請書の提出を受けたときは、事務局長は、遅滞なく、当該申請書および要望書等を総務委員長に送付しなければならない。

(総務委員会での審議等)

第4条 総務委員長は、前条の送付を受けたときは、総務委員会において、当該要望書等を会長あるいは本会組織の名義で発出することの適否につき審議するものとする。

2 前項の審議により当該要望書等を発出することが相当である、あるいは採否に関して課題が認められる場合は、総務委員長は、第3条の規定により送付を受けた申請書および当該要望書等にその決定理由を添えて、会長に報告するものとする。この場合において、当該要望書等の文言、内容等を修正した上で発出することが相当であると決定したときは、その旨も会長に報告するものとする。

3 第1項の審議により事務的不備等の理由により当該要望書等を発出することが明らかに不相当であると決定したときは、総務委員長は、第2条の申請書を提出した者に対し、書面にて、不相当であると決定した理由を告知するものとする。この場合において、当該書面には、会長に対する不服申立てが可能である旨も告知しなければならない。また、この審議結果を会長に報告するものとする。

(理事会での審議等)

第5条 会長が前条第2項の規定により報告を受けたときは、会長は、理事会にこれを付議するものとし、理事会は、当該要望書等の発出の適否につき審議し、その結果を会長に回答するものとする。

2 会長は、前項の回答を総務委員長に送付するものとし、総務委員長は、理事会での審議結果に基づき、次のとおりの手続を行うものとする。

① 当該要望書等の発出が相当である場合

第2条の規定により申請書を提出した者に対し、書面にて、発出を了承する旨を告知し、事務局長に対し、発出に係る事務の実施を依頼する。

② 当該要望書等の発出が不相当である場合

第2条の規定により申請書を提出した者に対し、書面にて、発出を了承しない旨を告知する。

③ 修正した上で当該要望書等の発出を認める場合

第2条の規定により申請書を提出した者に対し、書面にて、当該要望書等を修正した上で発出を了承する旨、修正箇所、修正内容等を告知する。この場合において、相当期間内に、当該提出者から適切な修正がなされたときは、本項第1号に定める手続を行うものとし、適切な修正がなされなかったときは、本項第2号に定める手続を行うものとする。

(不服申立て)

第6条 第2条の規定により申請書を提出した者が、第4条第3項の規定による告知を受けたときは、当該提出者は、会長に対し、告知を受けたときから14日以内に、別に定める書式による不服申立書を提出する方法により、不服を申し立てることができる。

2 会長は、前項の不服申立書を受領したときは、理事会にこれを付議するものとし、理事会は、当該要望書等の発出の適否につき審議し、その結果を総務委員長に回答するものとする。

3 前項の回答後に会長及び総務委員長が行う手続については、前条第2項の規定する例による。

4 前項の規定により当該要望書等の発出を了承しない旨の告知を受けたときは、当該告知を受けた者は、さらに不服申立てをすることはできない。

(改 廃)

第7条 本ガイドラインの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本ガイドラインは、令和7年8月27日から施行する(令和7年8月27日理事会決定)

別 紙（第2条関係）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人応用生態工学会事務局御中

提案者（代表）
氏名・会員番号
所属
連絡先

提案者（賛同者：複数可）
氏名・会員番号
所属
連絡先

一般社団法人応用生態工学会会長あるいは本会組織の名義による対外的要望書等の発出に係る申請書

- 1 対外的発出を希望する案件の題目
- 2 対外的発出を希望する案件の概要
- 3 発出先（提出先）
- 4 対外的発出の必要性および妥当性を説明するための学術的理由もしくは科学的根拠
- 5 4を示す資料等
- 6 会長あるいは本会組織名義で発出する理由と期待する波及効果